

る陳情書(大阪府北区西天満一の一の二の五 松葉知幸)(第一七五号)

集団的自衛権行使を容認する違憲な閣議決定の撤回を求め、安全保障法制の制定に反対することに関する陳情書外二件(さいたま市浦和区高砂四の七の二〇 石河秀夫外二名)(第一七六号)

集団的自衛権閣議決定の法制化による海外で「戦争する国」づくりに反対することに関する陳情書(群馬県伊勢崎市境六七一の一 打木一好 外百三十九名)(第一七七号)

「平和安全法制整備法」案及び「国際平和支援法」案の廃案を求めることに関する陳情書外四件(神戸市中央区楠通一の四の三 幸寺寛外四名)(第一七八号)

同日

安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書(北海道小樽市議会)(第二七五九号)

安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書(北海道せたな町議会)(第二七六〇号)

「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書(青森県外ヶ浜町議会)(第二七六一号)

「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書(青森県新郷村議会)(第二七六二号)

安全保障法制の整備に当たり、十分な国民への説明と憲法の理念を尊重し国会などでの慎重審議を求める意見書(岩手県花巻市議会)(第二七六三号)

安全保障法案の徹底審議を求める意見書(宮城県蔵王町議会)(第二七六四号)

「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書(福島県会津坂下町議会)(第二七六五号)

安全保障関連法案を憂慮する意見書(埼玉県滑川町議会)(第二七六六号)

安保法制関連法案に反対する意見書(埼玉県宮代町議会)(第二七六七号)

安全保障法制関連法案の今国会での成立を急がず、慎重審議を求める意見書(神奈川県中井町

議会)(第二七八号)

安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書(岐阜県海津市議会)(第二七六九号)

「安全保障関連法」の制定の中止を求める意見書(高知県馬路村議会)(第二七七〇号)

憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法改正反対を求める意見書(北海道森町議会)(第二七七一号)

憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法改正反対を求める意見書(北海道浦幌町議会)(第二七七二号)

憲法違反の安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書(福島県川俣町議会)(第二七七三号)

「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書(岩手県一戸町議会)(第二七七四号)

「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の今国会での成立に反対する意見書(長野県高山村議会)(第二七七五号)

国民的合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書(三重県大台町議会)(第二七七六号)

今国会での安全保障関連法案の立法措置を行わないことを求める意見書(長野県辰野町議会)(第二七七七号)

集団的自衛権の行使容認に反対する意見書(岩手県大槌町議会)(第二七八号)

「戦争法案」の撤回を求める意見書(北海道黒松内町議会)(第二七九号)

「戦争法」制定に反対する意見書(長野県木島平村議会)(第二七八〇号)

日本を海外で戦争する国にする「戦争法案」を廃案にすることを求める意見書(奈良県大淀町議会)(第二七八一号)

「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書(山形県真室川町議会)(第二七八二号)

「平和安全法制関連法案」の慎重審議を求める意見書(三重県桑名市議会)(第二七八三三三)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号)

国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(内閣提出第七二三号)

○浜田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官前田哲君、内閣官房内閣審議官土本英樹君、内閣官房内閣審議官樋道明宏君、外務省総合外交政策局長平松賢司君、外務省国際法局長秋葉剛男君、防衛省大臣官房長豊田硬君、防衛省大臣官房衛生監塚原太郎君、防衛省防衛政策局長黒江哲郎君、防衛省運用企画局長深山延暁君、防衛省人事教育局長眞部朗君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○浜田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○浜田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。辻元清美君。

○辻元委員 おはようございます。民主党の辻元清美です。

さて、前回に引き続きまして、官房長官にもお

出ましたので、冒頭、長官から御答弁を何かいたしたいと思ひます。

先日の党首討論でも徴兵制のことが問題に出ました。そして、昨日、石破大臣もテレビのインタビュー等で徴兵制について触れられているようなんですね。

ここで、ちょっと官房長官に御認識を伺いたいと思ひます。

安倍総理は、先日、徴兵制について、憲法が禁じるところの苦役に当たる、これは明快であるわけでございますと御答弁されたんですね。この苦役というのは、憲法十八条のことだと思ひます。

「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」これだと思ひますね。

これは、しかし、ここ、どこを見ても徴兵制は禁止していると書いてないんですよ。ということ

は、政府の解釈で禁止というような、政府が解釈をしているということでしょうか。

○菅国務大臣 徴兵制は、本人の意思に反して、兵役と言われる役務の提供を強制されること等から、憲法第十三条、第十八条などの規定の趣旨から見て、憲法上許容されるものではないということに解されています。

○辻元委員 今、徴兵制は禁止すると明文はないけれども、十三条と十八条の趣旨からこれは禁止と解釈されているのではないかと御答弁だったと思ひます。

さて、そこで、前回、菅官房長官に私は、今回の一連の政府お出しの安全保障関係の法案について合憲という学者の方はいらっしやいますかというところで、具体的には三名の方のお名前を挙げました。

私、この三名の方の御主張を調べてみたんです。そうしますと、三名とも、徴兵制は憲法違反とする政府の解釈は間違いであると御主張されている方で、びっくりしたんです。御存じでした

か。三人とも徴兵制は、この政府の解釈じゃなくて、できると言っているんですが、御存じでしたか。その事実だけ、三人とも言っていたということをお聞きください。そのことは私は知りませんでした。

○菅内閣大臣 そのことは私は知りませんでした。

○辻元委員 例えば、最初に、トップバッターとして名前を挙げられた西修さん、政府の徴兵制に関する解釈はおよそ世界的に通用しない解釈と言わなければならぬ。そして、二人目にお名前を挙げられた百地章さん、意に反する苦役に反するから徴兵制はできないという議論は私は反対でありますとおっしゃっています。そして、もう一人、三人目に挙げられました長尾一紘さん、この方は、徴兵の制度と奴隷制、強制労働を同一視する国は存在しない、徴兵制の導入を違憲とする理由はないとおっしゃっているんですね。

官房長官、私、ほかの方、十名ほどと申すので、憲法審査会等でお名前を自民党議員の方が挙げられた方も見ましたけれども、特にこの三名、ほかの方ももっとすごいことを言っているんです。非核三原則はもう要らぬのちやうとか、それからいろいろなおっしゃっています。そして、憲法は集団的自衛権のフルサイズと言われているもので解釈できるんやうとか。この三名のお名前を挙げられましたので、徴兵制もできる、解釈で変えられると言っているわけですよ。

私、憲法規範というのは要するに長年の歴代の積み重ね、これを安易に、例えば中曽根総理はこうおっしゃってきました。

ちょっと、後ろからやめてね。お願いしますね。官房長官、聞いてほしいんです。

尊敬されていると思います中曽根総理は、憲法の解釈論は、この後なんです、政策論や願望でやるべきではないと思う。時々政策を変えなきゃいけないかもしれないけれども、それはやはり憲法の枠内であることを精いっぱい考えていかないと、もし政策論や願望でやれば、総理大臣がかわ

るごとに憲法の解釈が変わるといって危険性もあると言っているわけですね。

こういう中で、きのう石破さんの発言が飛び出しているわけですね。よく似た御発言の趣旨だと思えます。石破さんが総理大臣になられるかどうかは知りませんが、なられてまた、いや、解釈で変えられるんじゃないか、こうなりかねないわけですね。

総理は、国際情勢に目を向けると、従来の憲法解釈固執は政治家として責任放棄というように昨日おっしゃいました。

歴代の総理は、やはり政策や願望はある、しかし、それで憲法解釈をこころ変えたらいかぬといつてやって今日まで日本をもたせてこられたわけですね。

今、合憲だと御主張なさっていると政府が頼りにしている西さんは安保法制態に入っていましたよ。そういう方が、例えば徴兵制の一例を見ても、解釈で変えられるんだと。こころ変えられるということですよ。

こういう方々で、立派な方かもしれないけれども、憲法とか政府の解釈に明記されていないけれども、砂川もそうでしょう、自衛権と書いてあるけれども、集団的自衛権はだめと明記されていないから、これは集団的自衛権も含んでいるかもしれないという解釈でしょう。今政府のやろうとしていることはそういうことなんですよ。

そして、これら三名の方は、御自身のイデオロギーや主張に合わせて、菅さんがこの間名前を挙げられた方ですよ、歴代政府が積み重ねた憲法解釈を変えても問題はないとお考えのようなんですね。

徴兵制の件でも明らかなように、自己の主張に憲法を合わせようとする、このような方々が今回の法案を合意と主張されても説得力に欠けると思いますが、いかがですか。

○菅内閣大臣 それはあくまでも憲法学者の一つの意見だろうというふうに思っています。

○辻元委員 憲法学者の方、各種報道機関も世論

調査をしておりますが、名前を挙げられた方とは別の方々の場合もあるけれども、大体、合憲はどんな調査も三人になるんです。百人以上の人がとか、また反対は二百人以上の方がいらっしゃる。要するに、政府が名前をお挙げになった方々などのように、他の解釈もその時々情勢によって変えられるという人しか今回合意と言っていないということなんです。ここを心得てほしいんですよ。

さて、そこで、横島長官。横島長官も徴兵制について過去答弁されているんですね。これも同じ答弁。十三条、十八条などの規定から見て許容されるものではないと御答弁されていたり、政府の閣議決定された答弁書もあります。

しかし、集団的自衛権の行使などについても、歴代の政府が答弁書も確定し、大臣も、中谷大臣も答弁したり、もうさんざんやってきたわけですから、それを、一部ならいいとか、限定的と切り出した、砂川判決の自衛権に集団的自衛権は書いてないからいいんだとか、四十七年見解は後でやり直すけれども、これは論理と当てはめだから反対の結果が出ていいんだとやっているんですよ。

横島長官は徴兵制は許容されるものではないと今御答弁されていますけれども、安全保障環境や時代が変わったから、これから少子化ですよ、どんな若い人は減っていきますよ。そして、もしも、こんなことはあつてはならないことですから、後方支援だと言っていて自衛隊員に被害者が出た、そうすると、自衛隊員に募集する人が減るかもしれない。また、日本の国の周りが大変だ、安全保障環境が危ないと言っているのに、いやあ後方支援に行け、任務がどんどんふえてきたら、自衛隊員の数も足りなくなるんじゃないですか。

そうすると、日本国憲法草案、自由民主党、ここにあります。この自民党の改憲草案には、国は、国民と協力して、領土、領海、領空を保全

し、こう書いてあるわけですね、国民と協力して。それで……(発言する者あり)今、当たり前だとおっしゃった人たちは、憲法十三条と十八条をよく見た方がいいと思いますよ。

これは、自民党は、言ってみれば、国民に協力しろと言っています。憲法でそういう方向に変えようと言っているわけですね。

横島長官は、今できないと言っているけれども、今回と同じような手法で、徴兵制についても、時代環境が変わった、自衛隊員が足らぬ、安全保障環境が危ない、環境によって徴兵制を、一部限定的徴兵制とかを編み出してまたしけるようにできるんじゃないかとお考えですか、これは未来永劫できないとお考えですか。どうですか。

○横島政府特別補佐人 限定的徴兵制というものが全く思いつきませんので、このたび議論させていただいております。集団的自衛権一般ではなくて新三要件において我が国を守るための必要最小限度ということを確認した集団的自衛権の議論とは全く別であろうかと思っております。

徴兵制そのものにつきましては、単なる環境の変化によって法的評価が変わるはずもないわけですので、今後とも違憲であるという判断に変更はあり得ないと考えております。

○辻元委員 今答弁されても、この間、私と横島長官との議論、やりとりで、誰が、昭和四十七年、一九七二年見解について、論理と当てはめだというような理解の仕方、今までの歴代の法制局長官及び政府がやってきたのかと言ったら、私が考えましたとおっしゃったんですよ。答弁していますよ。

ですから、今長官が言いたいと言っているのは、政府の憲法それから憲法解釈への信頼というのは、歴代内閣が積み重ねてきた議論の上にあるわけですね。そうすると、今答弁されていることも、それから閣議決定されたことも変えられるんじゃないかというところが今回の大きな一つの問題なんです。これは憲法規範が揺るぐということなんです。ですから、中曽根さんは、政策や願

望で憲法の解釈は変えてはならぬと言っているわけですね。その一線を越えているんじゃないか。官房長官、私の言っていること、わかりますか。憲法規範の信頼が今揺るいでいると思いますよ。いかがですか。

○菅国務大臣 私たち政府の最大の仕事というのは、やはり国民の皆さんの命と平和な暮らしを守る、このことが政府の責務だというふうに思っています。

今日までのさまざまな憲法の問題でも、自衛隊発足当時は、憲法違反である、まさに憲法学者の皆さん、大勢じゃなかったでしょうか。あるいは、PKO法案が国会で議論されたときに、自衛隊を派遣すべきじゃなかった、このことについてもまさに憲法学者の皆さんは多くの方が反対だったんじゃないでしょうか。

しかし、今のこと、今日のことを考えているときに、自衛隊そしてPKO活動については、今、国民の皆さんの大きな御理解をいただいているというふうに思います。

いずれにしろ、私たち政府の最大の仕事というのは、たびたび申し上げましたように、国民の皆さんの生命と平和な暮らしを守るために憲法の枠内の判断で何が必要かということを考える中で、今回法案を提出させていただいたということであります。

○辻元委員 今までは、積み重ねの中だったんです。よく、戦争に巻き込まれてこなかったのはどうしてかという議論がありました。集団的自衛権の行使という一線を越えていなかったからだと思いますよ。例えば、朝鮮戦争のときに、日本は危ないかもしれぬ、今言われている米艦防護に行かねばならないといっているのなら、戦争に巻き込まれていたらいいじゃないですか。

それは、いろいろな見方があります。日米安保もあります。しかし、集団的自衛権の行使という一線を踏み越えてこなかった、中曽根さんを初め歴代の総理がその線を越えてこなかったことが日本を守ってきたということは事実なんです。

それで、お聞きしたいと思いますが、数ではないとおっしゃった。そして、この後、数ではないんだという根拠に、最高裁、憲法の番人は最高裁である、その見解に基づいてこの法案を提出させていただいたとおっしゃっているわけですね。砂川判決が根拠ですか。どうぞ。

○菅国務大臣 まず、砂川判決というのは、最高裁の判断が判例として法的拘束力を持つという意味の根拠ではなくて、まさに法制局長官もそのことが前提である旨ということと述べているというふうに認識をしております。

私たちは、まさに新三要件のもとで定められている限定的な集団的自衛権の行使、このことに限られるものであって、昭和四十七年の政府見解、そうしたものを踏まえて行ったことでありますし、砂川判決についても軌を一にしている、こういうふうに思っています。

○辻元委員 この前は砂川判決のことだけ御答弁されていて、ちょっと軌道修正されているんですね、その後、記者会見で、昭和四十七年見解に基づいて。これは軌を一にして、中谷大臣も前回の御答弁でこうおっしゃっています。砂川判決そのものを根拠としたものではなくて、あくまでもこれまでの政府見解の基本的論理から導き出したものでございます。しかし、砂川判決と軌を一にしているとおっしゃったわけですね。そのとおりですね、大臣。

○中谷国務大臣 はい、申し上げます。この点は、内閣法制局長官と共通した部分でございます。

○辻元委員 ということは、一番基本的な論理というのは昭和四十七年、一九七二年の政府見解をもとにしている、根拠にしている、そして砂川判決もそれと軌を一にしているというのが今回の合憲、憲法との整合性の柱であるということです。そこで、官房長官にお聞きしたいと思います。

となると、この昭和四十七年、一九七二年の政府見解、そして軌を一にしている砂川判決と言われているこの論理が、矛盾があるじゃないかと

か、政府の主張はおかしいんじゃないかということ論証されれば、この法案は憲法違反ということになり、撤回される、それでよろしいですか。憲法違反になるでしょう。その論理がもしもおかしいということになれば憲法違反ということになる、裏返せばそういうことじゃないですか。

○菅国務大臣 私たちは、全く合憲であるという自信を持って法案を提出しているというところがあります。

○辻元委員 その根拠は、昭和四十七年の政府見解をもとにしているということですね。

○菅国務大臣 今回の法整備に当たっては、今、昭和四十七年の政府見解の基本的論理、これは全く変わっていないというふうに私たちは考えています。

この基本的論理において、「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じている」という理解されない。」として。砂川事件に関する最高裁判決、この考え方と軌を一にしているということでありまして、また、今回、この整備に当たって、集団的自衛権の行使、一部限定容認しましたけれども、それはあくまでも自衛のための必要最小限度に限定をいたしております。

集団的自衛権の行使を日本は認めるものではなくて、他国の防衛それ自体を目的とする行使は認められなくて、あくまでも国民の生命と平和な暮らしを守ることが目的であって、極めて限定的なものでありまして、さらに、この点は新たな三要件が明確に示しております。憲法上の明確な歯どめとなっております。その上で、今回の法制ではこの三要件は全て法律の中に盛り込んでおりますので、法律上の要件となっております。

あくまでも昭和四十七年の政府見解の基本的論理の枠内である、こういうふうに考えています。

○辻元委員 ということは、最後のあくまでもから結論だと思いますが、昭和四十七年見解の枠内ではないんじゃないかということになれば憲法違反になるということですね。

○菅国務大臣 私たちは自信を持って、枠内という形で国会に法案を提出させていただいているところであります。

○辻元委員 これはつきりさせておいた方がいいんです。政府は何をもって合憲と言っているか。そのラインというか、それは何か。それは四十七年政府見解であると言っているわけですから、この枠内でないということになれば憲法違反、踏み出してしまふということではないかと聞いているわけですね。

○菅国務大臣 政府としては、一年間さまざまな検討をして、閣議決定の後に今回法案を提出していますから、当然、憲法の枠内であるということの法的根拠の中で今回提出をしているということになります。

○辻元委員 この憲法の枠内という、はかる物差しというのか、それは昭和四十七年見解だとおっしゃったので、この昭和四十七年見解の適法性というか論理性がおかしいということになれば憲法違反になる。

もう一回聞きますよ。今おっしゃっていることの裏返しですから、そこはつきりさせてほしいんですよ。じゃないと、要するに、今、憲法違反の議論があるけれども、政府は憲法に合うと言っている。では、それが合わないければ憲法違反なんだというのか、この昭和四十七年見解とおっしゃったので、これが適合しないということになれば憲法違反ということではないんですか。もう一回、官房長官。

○菅国務大臣 今の四十七年の政府見解の基本的論理の枠内、そしてこのことは最高裁が判断しています。砂川事件と軌を一にしている、そういうことでありまして、それと同時に、新三要件の中に明確に憲法上の歯どめも行っていますので、政府としては、間違いなく憲法の枠内という形の中で提出をさせていただいています。

○辻元委員 では、枠内でなければ憲法違反ですね。

○菅国務大臣 私たちは、今説明をさせていただ

きましたけれども、説明したとおりに、憲法の枠内であるという形の中で法案を提出しているという事です。(発言する者あり)

○浜田委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○浜田委員長 速記を起してください。

もう一度官房長官から答弁をさせます。菅内閣官房長官。

○菅内閣官房長官 たびたび申し上げていますが、けれども、今回の法整備に当たっては、四十七年の政府見解の基本的論理、これは全く変わっていないという事です。そして、この基本的論理において、「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じている」という理解をしない。としている。砂川事件における最高裁判決の考え方と軌を一にしている、そういうことであります。

私たちは、まさにその上に新三要件が明確になつておりますので、憲法上の歯どめにもなっているということ、今回の法案はこの昭和四十七年の政府見解の基本的論理の枠内ということになります。

○辻元委員 簡単に聞きましょう。

今るおっしゃった、官房長官が最後に、これが憲法の枠内になっているということについておっしゃったようなことが、昭和四十七年見解、砂川判決が軌を一にしている、そこから新三要件を導き出した、これが合憲のラインであると。ですから、これが崩れれば憲法違反になるということでいいですね。ここは確認しておかないと。要するに、どこが合憲のラインなのか。だから、これが崩れたら、論理がおかしいということになれば憲法違反ということになりますね。

答えてください。もうここは答えておいた方がいいよ、官房長官。答えておいた方がいいですよ、堂々と、自信があるんだったら答えてください。自信がないから答えないんじゃないの。そういうことです、そうでございますでいいんですよ。

○菅内閣大臣 堂々と、崩れないと考えています。

○辻元委員 だから、崩れたら憲法違反だということではないですね。もう一回。(発言する者あり)

○浜田委員長 静粛に願います。

○辻元委員 もう一回。はいとお答えいただければいいんです。(発言する者あり)

○浜田委員長 冷静に願います。

○菅内閣大臣 先ほど来、論理については四十七年の話をしていないじゃないですか。そういう中で私たちは堂々とこのことを、自信を持って枠内であるという形で提出させていただいているわけでありまして、それ以上でもそれ以下でもないと思います。

○浜田委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○浜田委員長 速記を起してください。

辻元清美君。

○辻元委員 今、四十七年見解の話が出ておりますが、これが唯一の根拠。そして、中谷大臣が、砂川判決そのものを根拠にしたものではなくて、これは軌を一にしているということですから、そぎ落としていけば、一九七二年、昭和四十七年の政府見解が合憲の唯一の根拠である、これでよろしいですか、官房長官。

○菅内閣大臣 私申し上げましたけれども、四十七年の政府見解の基本的な論理の枠内であり、そしてこのことは最高裁も述べています砂川事件と軌を一にしている、そういうことであります。

○辻元委員 唯一の根拠は四十七年見解なんですよ。中谷大臣も、砂川判決そのものを根拠としているだけなんです。でも軌を一にしていると言っているだけなんです。ですから、四十七年見解が合憲の根拠であるということではないですね。そこははっきりさせてください。

○浜田委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○浜田委員長 速記を起してください。一旦整理させていただきます。

官房長官の記者会見の時間も迫っておりますので、もう一度、辻元清美君から質問をいただき、そしてそれにしっかりと官房長官に答えていただきたいと思います。

辻元清美君。

○辻元委員 合憲の根拠は、この昭和四十七年、一九七二年の見解が唯一の見解か。ほかに合憲の根拠というものがあられるなら示してください。

○菅内閣大臣 これについては、先ほど来私が答弁していますことと全く同じ答弁になります。

それは、四十七年の政府見解の基本的論理、これは全く変わっていないわけでありまして、それと同時に、基本的論理において、「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じている」という理解をしない。としている。砂川事件に関する最高裁判決、これとは軌を一にしている、そういうこととであります。そして、今回、平和安全法制はこの基本的枠内で私たちは自信を持って法案を出している、こういうことです。

○辻元委員 砂川判決も、そうすると、私の質問の他の根拠に当たるんですか。

○中谷内閣大臣 この根拠ということでございますが、私が申し上げましたのは、最高裁の判断が判例として法的拘束力を持つという意味での根拠ではないという趣旨でありまして、法制局長官もこのことは前提である旨述べております。

なお、砂川事件の最高裁の判決では、まず、国連憲章は、全ての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有しているということは承認していると述べております。そして、判決は、憲法九条によって我が国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、我が国憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないとした上で、「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとる」ということは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。」と述べております。

この部分が四十七年と軌を一にしているわけでありまして、この憲法上認められる自衛の措置については、個別的自衛権、集団的自衛権という区別をして論じているわけではないということとあります。新三要件で認められる限定的な集団的自衛権の行使は我が国の自衛の措置に限られるものでありまして、砂川判決の範囲内のものでございます。

この意味で、砂川判決は、限定容認する集団的自衛権の行使が合憲であるということの根拠たり得るものであるということでございます。

○辻元委員 根拠たり得るものであると今おっしゃいましたね。ということは、もう一回確認しますよ、砂川判決は、法的拘束力がないが、根拠たり得るわけですね。

○中谷内閣大臣 まず、昭和四十七年の政府見解は憲法の解釈の基本的論理を示したものでありまして、この基本的論理は維持をしている、そして憲法の範囲内であるということ、この四十七年の政府見解のいわゆる①の部分、こういった「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じている」という理解されない。これは砂川判決で示された判決の部分でありまして、そういう意味では軌を一にしている、また範囲の中であるということでございます。

○辻元委員 大臣、そうすると、砂川判決と集団的自衛権の行使が絡まるというか、いつ大臣はそういうことに気づいたんですか。

私、先日、この間も名前が出た山崎拓さんに関いたんですよ、砂川判決というのは今まで政府の中で集団的自衛権の行使の議論の最中に出てきたことがあるか。あの方は中曽根総理のときから官房副長官をされて、そんな話は政府で聞いたことがない、突然今回出てきたということなんですけれどもね。

中谷大臣は、いつ、誰から聞いたの。高村さんに教えてもらったんですか。いつから知っています。

したか。

○中谷国務大臣 これは昨年でありますけれども、昭和四十七年の政府見解をもう一度じっくりと熟読いたしまして、この基本的な論理の中に、「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じている」とはどういう解されないか。」と。

この文章は、まさに砂川判決の部分の「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。」、まさにこの部分が四十七年の政府見解に書いているということで、これは軌を一にする、その範囲の中であるというふうに自分なりに理解したわけでございます。

○辻元委員 昨年とおっしゃいました。だから、昨年以降なんですよ、この論理は。そうでしょう。それまでは違うわけですよ。

では、ちよつと法制局長官にお聞きします。

次は、砂川判決は昨年以降そういう理解になったと今おっしゃったわけですが、四十七年見解の方にいきます。

長官は、「昭和四十七年見解の①、②の部分は変えようがない、変えることができない、憲法改正をしなければ変えることのできない、まさにそういうものである」と、前回のこの委員会でも、十五日、答弁されております。ですから、基本的論理の②の部分を変えようはないかということなんです。本当に変えていないのかということなんです。

この②の部分、皆さんのお手元の資料の三枚目の、いつも出している資料ですが、②のところを見てください。「だからといって、」のところからですが、平和主義をその基本原則とする云々かんぬんあつて、ここで波線を引いてある、これは以前も議論になっておりますが、あくまで外国の武力によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処して、そのときは武力行使していいですよということを示されていますが、昨年の閣議決定以前、

以前ですよ、長官、以前は、この外国の武力攻撃というのは、外国の我が国に対する武力攻撃という理解だったと思うんですね。

これは一ページ目を見ていただいたら、後で申し上げますが、安倍総理が昔から集団的自衛権の一部容認、限定容認はできるんじゃないか、できるんじゃないかと何回も質問してはるんですね。それに対して秋山長官の答えて、③のところの中ほど、我が国に対する武力攻撃が発生したこと、これと軌を一にするように、自衛隊法でも直接侵略。

ですから、昨年の閣議決定までは、このいうところの基本論理②の外国の武力攻撃は、我が国に対する武力攻撃ということで歴代法制局も理解してきたということですよ。昨年までで結構です。第二次安倍政権が出てくる前まではどうだったか。

○横島政府特別補佐人 この昭和四十七年見解の①、②の部分は、まさに憲法第九条のもとで我が国として武力の行使ができる場合がある、極めて限られてはいますけれども、そういう場合があるんだという理由、根拠をまさに述べているところでございます。

御指摘の②の部分でございますけれども、さすがの日本国憲法第九条も、国民が犠牲になる、まさに国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される、そういうときに日本国の政府なり国として何もしないのか、そんなことまで憲法九条が命じているはずがないだろうという、まさにその根本論理を述べているところでございます。

その意味で、外国の武力攻撃という意味ですけれども、四十七年見解の②の外国の武力攻撃という部分については、まさに国家レベルのといひますか、そういう武力攻撃という意味でありまして、③の結論から振り返って見ますと、それは実質、我が国に対する武力攻撃がこれに当たるといふのが、③の結論を踏まえればそうなりますけれども、②の論理そのものからしますと、先ほど申し上げたように、九条のもとで武力の行使ができ

る根拠というものを示しているわけですから、必ずしも我が国に対する直接の武力攻撃に限定されているものではない、②の論理としては限定されているものではないということでございます。

○辻元委員 一ページ目の③でも、我が国に対する武力攻撃。ですから、長官、長妻さんとのやりとりでも、去年の閣議決定以前といひますか、第二次安倍政権が出てくるまでは、この外国の武力攻撃は、法制局の中でも我が国に対する武力攻撃であるというふうに捉えていらつしたと思ひますし、政府の答弁は全部、我が国に対する武力攻撃なんですよ。

ですから、別にその後の話を聞いているのではなくて、それ以前の政府の解釈は、我が国に対する武力攻撃という解釈で来たということですよ。いすねとお聞きしております。

○横島政府特別補佐人 ②の論理の解釈そのものをしたことはいわけてございます。③の結論まで至つた場合について、それがどれに当たるかということになりまして、③の結論で言っていることを踏まえれば、我が国に対する武力攻撃といふものが②の外国の武力攻撃に当たる、そのように考えていたわけでございます。

○辻元委員 もう一度聞きますよ。①、②は基本論理であるとおっしゃっています。ただ、今までの政府は、ここで言うところの外国の武力攻撃、そのときは日本は反撃していいですよというこの外国の武力攻撃の解釈は、昨年の閣議決定以前は、秋山答弁だけではありません、自衛隊法三条でも直接侵略と出ています、ですから外国の我が国に対する武力攻撃という理解で今までは来ましてたねということ、解釈してきましたねということだけお聞きしています。この論理を議論したとかしないじゃないんです。そういう解釈で我が国は来ていますねということを確認しています。

○横島政府特別補佐人 昭和四十七年見解の②の部分の解釈として③を述べているわけではなくて、この点はるる御説明しておりますけれども、①、②に該当する場合としては、我が国に対する

武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識を前提として③の結論を導いているということであることを説明させていただいております。

○辻元委員 事実認識を認定していることであるから、昨年の……(発言する者あり)

○浜田委員長 では、ちよつとまとめてください。

〔速記中止〕

○浜田委員長 速記を起こしてください。

内閣法制局長官、再度答弁願ひます。

○横島政府特別補佐人 昭和四十七年見解の①、②は基本論理でございます。②の部分の外国の武力攻撃ということについての解釈の結果として③の結論が出てきたということではございませんで、これもるる御説明しているとおりでございまして、この①、②の要件に当てはまる、そのような場合はどういふ場合があるのかというこれは事実認識でございますけれども、その点につきましては、当時以降昨までは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみがこの①、②の要件に当てはまるのだという事実認識のもとで③の結論を導き出していたということでございます。

○辻元委員 そうしたら、長官、別の角度から聞きます。

昨年の七月以前も、ここに、外国の他国に対する武力攻撃も読める、入っているというように法制局は理解してきたということではないですか。

○横島政府特別補佐人 ですから、この②の部分は、実質的に、何で憲法九条のもとでも武力の行使ができるのだというその理由をまさに説明しているところでありまして、先ほども申し上げましたけれども、国民が犠牲になる、そういうときに本当に武力の行使まで禁じているのかということではない、その根本的な理由、かつ、それがまさに限定されるんだというそのところを述べた肝のところでございます。

ここに言う外国の武力攻撃ということについて、それ自体の解釈ということで、それがまさに我が国に対する武力攻撃に限るということを示し上げたこともございませぬし、その意味で、ここ

の外国の武力攻撃というものは……(発言する者あり)

○浜田委員長 静肅に願います。ちよつと抑えて。

○横島政府特別補佐人 国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される、その原因となるようなまさに国家レベルの武力攻撃、そういうような意味にこれは当然とれる、解されるということでございます。

○辻元委員 これは肝なんです、長官がおっしゃったように、②のこは。どんな攻撃を受けたときに我が国は武力行使ができるのかという肝が、この外国の武力攻撃にある意味集約されているんです。ここをどう読んできたかということなんです。

そして、去年の七月までは全て、外国の我が国に対する武力攻撃という解釈で、答弁書も答弁も統一されておりました。そして、先ほど申し上げた自衛隊法三条でも直接侵略に対する。軌を一にしているんですよ。ですから、去年の七月までは、外国の我が国に対する武力攻撃のときだけよと解釈してきた。しかし、去年の七月、何とかしなきゃいけないと、ここに外国の他国に対する武力攻撃も、書いてないから読めますよというように変えたんじゃないですか。

参議院の答弁で、我が国でない他国に対する外国の武力攻撃ということも含まれると考え出したのは横島長官が初めての法制局長官ですかという質問に対して、同様に考えていた者がいたかどうかは存じませんと答弁されている。

ということ、この解釈をあなた自身が編み出した。ああよかった、外国の武力攻撃としか書いてない、我が国はここには入っていない、だから我が国の武力攻撃のときだけ日本は武力行使できるという基準をこれで動かせるな、やった。さつきの砂川と一緒に。自衛権に集団的自衛権はだめよと書いてない、だからこの外国の武力攻撃を他国も含まれるというふうに、ほかにそう考えていた人は知りませんと。あなたが考えたん

ですね。

○横島政府特別補佐人 私が考えたわけではなくて、もともと書いてあるということを申し上げたわけでございます。

○辻元委員 どこに書いてありますか。今までの答弁書、答弁、それから政府のいろいろなさまなところのどこに外国の他国に対する武力攻撃という言葉が書いてありますか。示してください。

○横島政府特別補佐人 過去の答弁でいろいろ申し上げているのは、昭和四十七年見解の③の結論までたどり着いた後の、その状態を前提として御説明しているわけでございます。

なぜそのような武力行使が許されるかという理由、根拠を述べているのが①、これは砂川判決と軌を一にしている、ちよつと広いんですけれども。②のところでもまさに憲法第九条を前提として絞り込んで、そういう論理構造になっているわけなんです。③の結論に至るのは、この②の外国の武力攻撃という文言を解釈してそうになっているということではないということをする申し上げているわけなんです。まさに実質的な理由が①、②でございます。

これまでの、従前の事実認識として、その①、②に該当するようなことというのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合しかないので、それは事実認識でございます。それを前提にしますと従前の③の結論になるんだ、そういう論理構造であるということをお願いしているわけなんです。

○辻元委員 寺田委員に少し時間をもらいましたので。

今、③をもとにとおっしゃいましたが、③の結論を導き出す①と②は基本的論理、物差しなんです。物差しの解釈を政府はどうしてきたかということ、これを私は問うておるわけです。そうでしょう。

前回の私の質疑で、この①と②は基本論理で③は当てはめ、こういう理解の仕方、何代か前の法制局長官もそんな理解の仕方をしたことはない

おっしゃっているから、誰がやったのと言ったから、私ですと答弁されたんですよ。あなたが理解の仕方を変えて、そしてその基準となつて、あなたが言うところの①と②の論理の部分の一番肝の、どういうときに武力攻撃ができるかというところの解釈の仕方、外国の武力攻撃、我が国に対する武力攻撃のときだけよというのが基本論理の解釈であつて、その他国というのを、そうすると、今までここに他国を含めてきたということを証明できないじゃないですか。わかりますか、言っていること。

あなたが、基本的構造も私が考えました。そして、この外国の武力攻撃に他国も含まれているということもあなたが考えました。先ほど申し上げました基本的論理の物差しの解釈の仕方というのは非常に重要だと思ひますよ、今まで。それを、我が国に対する武力攻撃というのを他国に対する武力攻撃もオーケーよというように、この部分の解釈を、誰かが解釈しないと導けないわけですから、変えたのはあなたですね。同じようなことを言っていた人は他に存じ上げておりませんと言っているから、今まであなたと同じように外国の武力攻撃しか書いてないから他国も含むと言っていた人がいたら教えてください。そして、そういう文献とかがあつたら提出してください。どうですか。

○横島政府特別補佐人 何度も申し上げていますがけれども、その①、②の部分は物差しでございます。

従前は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合、それに物差しを当てればよかったということでございます。つまり、物差しを当てるもの、対象は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合だけだったわけです。その意味で、この物差しを集団的自衛権に当てようと試みたことはなかったかもしません。

今回は、集団的自衛権一般ではなくて、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるようなまさに究極の状況にある、そういう場合

における他国に対する武力攻撃が発生して、まだ我が国に対する武力攻撃に及んでいないかもしれないけれども、そういう場合があるんだという認識のもとに、それにこの①、②の物差しを当てはめることにした。当てはめてみたら、ちゃんとその範囲におさまっているという判断ができるんですよということを申し上げているわけです。

○辻元委員 わかりやすく御説明いただきましたが、横島長官がやったことは、物差しの目盛りを変えたということですか。(発言する者あり)

○浜田委員長 静肅に願います。

○辻元委員 歴代がつくつてきた物差しの目盛りを、集団的自衛権の行使を何とか認めようということ、目盛りの幅とかを変えちゃったんですよ。(発言する者あり)

○浜田委員長 静肅に願います。

○辻元委員 これは、続きはまた引き続き行いますが、要するに基本論理②の肝のところの解釈の仕方を変えた。これは、物差しの目盛りを変えた、また形を変えたんです。これは後でやりますが、我が国への武力攻撃で線を引いてきたのを、自国防衛ということで広げたんですよ。これはまたやりますよ。物差しの目盛りを自国防衛に変えたんですよ。

最後ですけれども、長官はこうおっしゃっています。「意図的、便宜的な解釈というのは何だ」というお尋ねでございますが、具体的に言いますと、例えば、これは「昭和四十七年見解の①、②の部分を変えるような解釈であろうかと思ひます。」変えるような解釈をしているんですよ。今までも、外国の我が国に対する武力攻撃だけで、他国のなんて入っていない。解釈を変えたわけですよ。

ですから、この四十七年見解の①と②は物差しで、当てはめというのあなたがお考えになつた。そして、①と②の物差しの目盛りもあなたに変えて結論を導き出そうとしている。ですから、私は、四十七年見解は根拠にならないし、中谷大臣が砂川判決は去年聞いたとおっしゃっていた。

そんなもの、論理になりますか。だから違憲だと言っているんです。

最後にもう一回申し上げます。来週の二十四日、会期末ですが、それまでよく考えて、撤回してください。この法案。

終わります。

○浜田委員長 次に、寺田学君。

○寺田(学)委員 引き続き質疑をさせていただきます。

今、最後に、辻元委員と法制局長官の中でお話がありました。その議論の内容自体を深めていくことはまたやりたいですが、まず、御答弁の中で一点だけちょっと気になった部分がありましたので、確定をさせたいと思います。

長官が先ほど御答弁の中で、いわゆる四十七年見解において「あくまで外国の武力攻撃によつて」というところに、我が国に対する攻撃と限つたような答弁、見解はない、したことはない、と御答弁されましたが、それでよろしいですか。

○横島政府特別補佐人 従前の議論は、③の結論まで行つて、その上での議論をしているわけですから、物の言い方として、当時から、②の要件に当てはまるものは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限るという前提でのいろいろお答えぶりをしていただけたと思いますけれども、それは②の解釈を述べているわけではございません。

○寺田(学)委員 ごめんなさい、内容云々というよりは御答弁をされた内容、御答弁の確認をしたのです。

外国の武力攻撃というものに我が国に限つたという見解は今までないというような御発言でしたので、そういう御発言はそのままでもよろしいのですかというのをまず確認したいんです。内容に入るつもりはないので、そこだけ確認させていただきます。

○横島政府特別補佐人 ③まで行きますと、まさに我が国に対する武力攻撃になるわけではございません。純粹に物差しとしての②について、そのよう

にお答えしているわけではないと思います。

○寺田(学)委員 内容をお伺いするのではなくて、先ほど御答弁されましたので、その確認をしているんです。

もう一度お伺いしますが、基本的論理②の「外国の武力攻撃によつて」というところに我が国という形で限定した見解は今までないという御趣旨で御発言されましたが、その御発言でよろしいのですかということを確認しているんです。よろしいか、よろしくないかだけです。

○横島政府特別補佐人 ですから、③の結論まで行つたことを前提としての答えぶりとして、②に該当する場合における外国の武力攻撃というのは我が国に対する武力攻撃なのだという言い方になることも、それは否定はしません。

○浜田委員長 法制局長官、今の質問に対して、質問者の意図をちよつとよく考えて答弁願えますか。このままで行くと、ずっとすれ違いになりますので。

もう一度、内閣法制局長官。

○横島政府特別補佐人 物差しとしてそのようにお答えしたことはないと思いますが、何か具体的な過去の答弁がありますなら、具体的に御指摘いただければ、御説明はできると思います。

○寺田(学)委員 それでは、辻元委員の資料のページ目にあった平成十六年の秋山答弁③のところ「我が国に対する武力攻撃が発生」とありますけれども、これは、先ほどの御答弁の中にある基本的論理②、外国の武力攻撃に我が国に限つたという見解ではないという整理でよろしいですか。

○横島政府特別補佐人 まさに御指摘の部分は、昭和四十七年見解の③の結論を前提とした答弁であらうと思います。

○寺田(学)委員 では、入らないということではよろしいですか。

もう一度質問します。

基本的論理②、四十七年見解の外国の武力攻撃に關して我が国に限定したような見解は今までないというお話で、私どもとしては平成十六年の秋

山答弁、見解というものはそれに入っていると思っているんですが、ここに書かれている我が国に対する武力攻撃の発生と明確におっしゃられていますけれども、これは我が国に限つたというような見解ではないということでもよろしいですか。

○横島政府特別補佐人 我が国に対すると申し上げているのであれば、もちろん我が国に対するものでございます。

○寺田(学)委員 議事録を精査した上で、再度質疑したいと思ひます。

まず、きのうの予算の集中ですか、総理の御発言がありました。国際情勢に目をつむり、従来の憲法解釈に固執するのは政治家の責任放棄、読み方も含めてこのとおり言われたと思います。小野寺委員、与党側からの質問にお答えされているので、御留意された答弁なんだらうなと思つていますけれども。

中谷大臣、国際情勢に目をつむり、従来の憲法解釈に固執するのは政治家の責任放棄だという総理のお考えと同じですか。

○中谷國務大臣 そのとおりでございます。

政府といたしましては、国民の命そして平和な暮らし、これを守り抜くというのが一番大きな責務であると考えております。

○寺田(学)委員 ついこの間まで御著書に、これ以上憲法解釈を広げることとは今までの答弁というものと整合性がなくなつてしまつて云々と言われた割にはあつさり、総理がそう言われるとお認めになられることにいささか残念な気持ちになります。

それでは、同じであればお伺いするんですが、どのような場合、憲法解釈を変更することが許されるかと考えなんですか。

○中谷國務大臣 私のことに言及がありました。が、集団的自衛権というのは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が攻撃されていなくてもかわらず実力をもって阻止することが正当化される権利、このことを考えておりました。

しかし、やはり政府といたしまして、国民の安全、命を守る上においてどうするのか。これは当然、憲法の範囲内で物事を考えるわけでありまして、先ほど御説明がありましたけれども、従来の政府見解の基本的な論理、これをもとに引き続き堅持した上で、そして現在の我が国を取り巻く安全保障の変化に当てはめをいたしまして、この論理を維持した上で結論が出たということでございます。

○寺田(学)委員 安全保障環境の変化というのが憲法解釈を変更する上での理由になり得るということでもよろしいですか。

これは確認なので、もう本当に端的でいいです。

○中谷國務大臣 基本的な論理は維持した上で、我が国を取り巻く安全保障環境、当時、四十数年前は冷戦構造でありまして、米ソ二大國がいて世界秩序の安定は保たれていたわけでありましたが、その後、グローバルなパワーバランスが変化しました。また、北朝鮮は我が国を射程におさめる弾道ミサイルを保有し、核開発をし、そして中国も東シナ海、南シナ海における急激な活動が活発化しておりますし、テロも発生をしております。やはり脅威というのは容易に国境を越えてやってくる時代になり、一国のみで平和を守ることができない。そういうことで、今後他國に対して発生する武力攻撃であつたとしてもその内容、規模、態様等によつては我が国の存立を脅かすことも現実起こり得るものと考へて、こういつた認識を今の四十七年の憲法の基本的論理に当てはめたということでございます。

○寺田(学)委員 石破大臣、ありがとうございます。後ほど徴兵制についてお伺いしたいと思ひますので。

その前にちよつと一点、二点だけ、確認したいことだけ手短かに確認をしていきたいと思います。先ほど辻元委員の中でも議論のありました、政府が砂川判決をどのように捉えているのかということ、前回の委員会でも整理しましたけれど

も、もう一点だけ整理したいんですが、大臣も含めて、四十七年見解は砂川判決と軌を一にしているというお話がありました。

まず、軌を一にするということはこの文脈においてはどのような意味をなすのか、それだけ御答弁ください。

○中谷国務大臣 四十七年の基本的な論理のまず最初の段落に、「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じている」というように解釈されたい。この文は、まさに砂川判決で示された「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」、この内容そのものでありまして、そういう意味で軌を一にしているということでございます。

○寺田(学)委員 内容が一緒だということよろしいですか。

○中谷国務大臣 その範囲内におさまっているということでございます。

○寺田(学)委員 それで、軌を一にする部分、砂川判決と四十七年見解はどういう部分が軌を一にしているんですかということをお伺いしました。

中谷大臣は、軌を一にするのは、基本的論理①、②のどちらですかという質問に対して、①であると。①の部分でございますというように御答弁されています。

ただ、同じ日に長島委員の方から長官にお話を聞いたときに、①の部分というのは軌を一にしているというお話がありました、②の部分はということであるとお話しされて、ぎりぎりの場合に限って武力の行使というのが自衛のためといても許される、それに限る、そこまでの考え方ではない、その基本的な考え方方は現在も全く変わっていないし、それは砂川判決と軌を一にするということと述べているわけでございます。②も含まれる、②も軌を一にしているという

ようなお話がありました。

内容をお答えされるのは結構ですので、大臣は①だと言われ、長官は①と②だと言われていますので、整理をして御答弁していただきたいです。大臣、お答えできますか。(中谷国務大臣「長官に」と呼ぶ)では、長官の方でどうぞ。

○横島政府特別補佐人 御指摘の答弁、不正確で申しわけございませんでした。

軌を一にするのは①の部分でございます。

○寺田(学)委員 御訂正いただきました。了解いたしました。

それではもう一つ……(発言する者あり)そう言いたいところですが、十分そこは御配慮いただけたらと思つて質問を進めますが、概念の整理をまず一つしたいと思つています。(発言する者あり)

○浜田委員長 静粛に願います。

○寺田(学)委員 集団的自衛権というのを今まで議論して、歴史的な議論をしてきましたが、今回においては言葉としては、フルスペックの集団的自衛権と限定的な集団的自衛権という概念が議論の中で生まれてきているんですが、それがどのような関係にあるのかということ、ぜひ国民の皆さんにもお伝えしたいなというふうに思っています。

ちよつと人の資料で申しわけないんですが、辻元委員が先ほどお配りしたものに図がついています。長官が言われるフルスペックの集団的自衛権と今回政府が認めようとしている限定的な集団的自衛権というのは包含的な関係にあるのかどうかということをお伺いしたいんですが、包含的な関係であるかどうかだけ、まずお答えいただけますか。

○横島政府特別補佐人 包含関係といえますか包括関係といえますか、どういう物差しでそれを見るかによつてちよつと見え方が違うと思つています。国際法上の概念としての集団的自衛権という枠の中で見ますれば、今回の新三要件で限定しております集団的自衛権というのは集団的自衛権一般の一部でございます。他方、我が国の自衛のための措置という物差しで見ると、今回新三要件

で限定しております集団的自衛権というのは我が国を防衛するための必要やむを得ない措置でございます。私も、我が国を防衛するための必要やむを得ない措置の外に出る、そういう関係だろうと思つています。

○寺田(学)委員 ある種フルスペック自体の前提をちゃんと確定させないと概念関係が決まらないのかなと思つて、あえてそれを聞かなかつたのは、長官は今までも、フルスペックの集団的自衛権の御説明の中には今言われたような一節はありましたが、他国を守ることを目的とした他国を防衛する行為を含んでいるのがフルスペックの集団的自衛権だということでした。まず、この理解でよろしいですか。

○横島政府特別補佐人 国際法上言われます集団的自衛権の肝のところ、私の理解するところは、他国防衛の権利というふうに考えております。

○寺田(学)委員 石破大臣が首をかしげられながら私の質問を聞かれていたのがちよつと。ただ、こういう概念は政府が出してきたんですよ。それを整理しなければわからないもので、今御質問させていたいております。

それで、限定された集団的自衛権ということ、長官はお使いになられていますが、この限定したものというのは、どこを守るかという目的を限定した、言ってみれば、それ以外に限定するものがあれば述べていただきたいんですが、限定したのは目的ということでしょうか。

○横島政府特別補佐人 新三要件で明示しているとおりでございまして、第一要件にあるとおり、つまり前提となる状況、我が国に対する危機が及んでいるという状況で限定しています。次に、第二要件におきまして、我が国の存立と国民を守るためということで目的の限定がございまして、さらに、第三要件で必要最小限ということ

で、これは従前からの我が国に対する武力攻撃が発生した場合における必要最小限度と同じ、そういう絞り込まれた限定のある必要最小限。そういう

う三つの限定があるということでございます。

○寺田(学)委員 いろいろ御答弁いただいて、ありがとうございます。

それで、なぜ概念的なことをお伺いしようかと思つたんですが、この間の委員会の質疑の中で、長島委員からの御質問の中で長官が御答弁されているんです。

他国を守ることを目的としたフルスペックというものは今まで禁止されてきたという話の流れの中で、去年の七月一日にそこから切り出して限定的な集団的自衛権は認められるというように話になったということをお答弁されました。この切り出したという言い方がフルスペックの集団的自衛権と今回認める限定的な集団的自衛権をあらわす一つの表現だと私は思つているので、包含関係にあるんですかということをお伺いしたんです。

聞きたいのは、国民の皆さんも何が合憲で何が違憲か、それを政府がどのように説明しているのかちよつと聞きたいと思つたのであれですが、ある種フルスペックの集団的自衛権というのは憲法違反だと今まで言つていて、かつ長官も、それも今、違憲かどうか聞かれればそれは違憲だ、その中から切り出したものは合憲だという言い方をされています。

例えばどういふのがあるかといううな話がありましたけれども、いろいろ考えたんですが、ある種、もう腐っちゃったみそ汁の中から一杯だけ限定してとつたところで、腐っているものは腐っていると思つてんです。

なので、長官、その関係を知りたいんです。フルスペックの集団的自衛権は憲法違反にもかかわらず、その中から切り出した限定的な集団的自衛権が合憲であるという理由をぜひ教えてください。

○横島政府特別補佐人 理屈である述べても、なかなかわかりにくいと思つています。例えば話をされたのでちよつと申し上げますけれども、お許しをいただければ、(寺田(学)委員「どうぞ」と呼ぶ)要するに、集団的自衛権というものをどういふ

ふううに理解するかということでございます。

飯にそれが毒キノコだとすれば煮ても焼いても食えない、その一部分をかじってもあたります。では、フグかもしれない。フグだと毒があるから全部食べたあたりますけれども、肝を外せば食べられる、そういうこともあるということでございます。

○寺田(学)委員 きょうは石破大臣が来られているので、その後の議論があるので、今の御答弁をもとにまた議論したいと思います。フグ理論。それで、徴兵制に移りたいと思います。

私自身、昨年の閣議決定がある前に関しては、徴兵制があるかどうかという議論、先ほど辻元委員の質疑の中で徴兵制の議論をしていると、ある自民党の委員から、そんなものは神学論争だというような言い方のやじが飛んでいました。私自身、神学論争とは思っていませんが、ある種徴兵制がこの国にしかれるかどうかということに関しては、余り現実味を持って昨年の閣議決定前は考えていませんでした。

ただ、この閣議決定がなされて今議論が進んでいる中で、私、そろそろ二歳になる男の子の子供がいるんですが、妻に聞いたところ、何が一番心配と言われたと、この子が将来徴兵制にとられるんじゃないかと怖いと言いました。(発言する者あり)

○浜田委員長 静粛に願います。

○寺田(学)委員 これは男性にはもしかしたら感覚としては乏しいものなかもしれませんが、他の方に聞いても、やはり徴兵制というののに関して敏感になっている部分もあると思います。

それとともに、自民党の今までのOBの方々、加藤紘一先生を含めてですけれども、これはこのままいつたら徴兵制になるんじゃないかという議論は必ず出てくるということをお話しされていまして。

そういう空気を感取ってかどうか、自民党の今回つくられたピラの中にも「戦争に巻き込まれることも徴兵制も、決してありません。」というよ

うな書き方をあえてここで明示しているということは、そういうように……(発言する者あり)

○浜田委員長 静かにしてください。静粛に。

○寺田(学)委員 内部に考えている方々がいるんだと私は真摯に思っています。そういう方々の懸念というものを政府がどのように払拭するかということが大事なことで私は思っています。

それで、まず中谷大臣にお伺いしたいんです。今回の法改正が仮に可決し成立した場合、自衛隊の方々、募集をされると思うんですが、自衛隊員の確保に関してどのような影響が出るかということとを現時点において御推察されているでしょうか。

○中谷国務大臣 まず、徴兵制につきましては、私は憲法上容認されるものではないと考えております。

そこで、今回の法案を受けてということですが、この法案自体が日本の平和と安全を確保するためにつくるものでございまして、この法案の実施によりまして我が国の平和と安全のために努力をする、そして自衛隊員におきまして、自衛隊の今までの目的であります我が国を守るということとを念頭に募集をするわけでございますので、引き続きこういう姿勢で募集を実施してまいりたいと思っております。

○寺田(学)委員 答えていないんですけれども、もう一回聞きます。

どのように募集を実施するのではなくて、この法案が通った場合に自衛隊員の確保に関して変化があるとお考えになられているのか、いやいや、変化はないとお考えになられているのか、それを御答弁いただきたいんです。

○中谷国務大臣 変化と申しますけれども、自衛隊の募集につきましては、まず景気とか雇用とか、そういう強い影響を受ける傾向があります、特に有効求人倍率と強い相関関係もござい

す。平和安全保障法制の整備によりまして自衛官等の募集の活動を変更するものもないわけござい

ますので、今後とも、自衛官の募集及び採用につきましては、自衛隊の任務、職務の内容、勤務条件などを丁寧に説明した上で、募集対象者に対して自衛隊が正しく理解されるように募集活動を行って、優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○寺田(学)委員 本法案が可決された場合にどのような影響があると思えますか、またはないと思えますかということをお伺いしているんです。景気の上下によつてさまざま就労関係、指標が変わってくるということは当然だった上でですけども、本法案が可決された場合の影響はあるのかないのかということをお伺いしているんです。

○中谷国務大臣 それは今後のことで、今一概に申し上げることはできないわけですが、自衛隊の姿勢といたしましては、法案の内容をしっかりと説明いたしますし、自衛隊の処遇、対応につきましても丁寧に説明しているということでございます。

○寺田(学)委員 それでは、影響がある、ないに關しては今のところわからないということでしょうか。確認です。

○中谷国務大臣 あるとかないとかは一概に言えるものではございません。

ただし、募集の姿勢といたしましては、法案の内容にしても、また自衛隊の処遇にしてもしっかりと説明した上で募集をかけていくということとで、今までの姿勢とは変わらないうこととでございます。

○寺田(学)委員 それで、これも本場に純粋な疑問なんです、ほかからも寄せられました。影響がどうなるかわからない、減るかもしれない、ふえるかもしれない、変わらないかもしれない、そのことはわからないけれども、もし足りなくなったらそういうことが起こるのかな、徴兵制みたいな話になるんじゃないかなという疑念を持っている方がいることは事実だと思えます。

一般的なことをお伺いします。募集人員、さまざま防衛の規模、態様というものを考えながら自

衛隊員の数というのを考えになられていると思うんですが、足りない場合は防衛省としてのどのような対策をとられるということをお考えになっているのか、ぜひ御説明いただければと思います。

○中谷国務大臣 現在でも自衛官数という定員に基づいて募集をいたしております、現在の状況におきましては、それ以上に募集される方がいますので、そういったことは考えておりません。

また、PKOが始まることもそうでしたけれども、PKOがあるということでも戦争に行くのかとか憲法違反とか言われましたけれども、実際二十年たちましたけれども、そういった御懸念はないままに、やはり国を守る、そして世界に貢献する、そういう意識を持った方が自衛隊に募集をしていただいている、その数は非常に今でも多いという現状についてもお話しさせていただきたいと思えます。

○寺田(学)委員 現状において定員を上回る募集というか応募があるので、それが足りない場合のことに関しての言及はなかつたようですが、そういうことであれば、募集している定員よりも少なくなつた場合に防衛省としてのどのような対策をとられるかということ、現時点において検討はされているのでしょうか。

○中谷国務大臣 現時点におきましては、募集の方が非常に多い中で選抜しているということとでございます。

いずれにしても、徴兵制をとるということは憲法上もできませんし、防衛省としてそれ以上のことも強制的にできるわけではございません。そういう中で適切な、優秀な人材を募集していく、志願制でございますので、そういうこととでございます。

○寺田(学)委員 今、憲法上許されないのというお話がありましたし、今までの御答弁もそれだったと思えます。

ただ、それでも徴兵制への懸念というのが完全に払拭されないというのは、さまざまところで、いやいや、憲法上認められるのではないかと

いうことを、先ほど辻元委員は学者さんの名前を挙げて言われていましたけれども、今の政権与党の方々の中にもいらつしやるということで、懸念されている方は多いと思うんです。

石破大臣には後ほどお話ししたいと思うんですが、憲法に関して党の中の責任者であります船田先生ですが、いろいろ調べてみますと、去年のちょうど今ごろですけれども、テレビの「モーニングバード」という番組の取材に応じたというような記事があったんです。

その番組で、当時でしょうか、今もかしれませんが、自民党憲法改正推進本部本部長船田氏にインタビューということで、集団的自衛権を容認したように憲法九条について解釈の変更が可能なら、憲法十八条の解釈も変更し徴兵制は実現できるのではないですかという問いに、船田氏は、理屈で言うそれは可能性はあると思いますけどねと答えになっています。

石破大臣、当時御発言があったからかしれませんが、憲法十八条の意に反した苦役ということですが、それに対し石破幹事長が徴兵は苦役ではないというふうに発言していると。そういう考えの人が総理になつたら、苦役じゃないんだから徴兵は何ら憲法違反ではないよねという解釈で徴兵ができるようになるんじゃないですかねという質問に関して、船田氏は、そういう意思があつてやろうと思つたらできないことはないと思います。自民党の中の憲法を推進する責任者の方が述べられているので、疑念というものは払拭し切れていないんだと思います。

それで、石破大臣、前回の委員会、憲法調査会の中で御発言された内容というものを引用させていただきます。さまざまお話をされているんですが、当時、国を守ることに意を反した苦役とは考えない、そういうことを考えたら国家の名に値しないと御主張されました。その御主張の趣旨をまず御答弁いただけたらと思います。

○石破国務大臣 所掌外でまことに恐縮でございます。

これは、内閣の一員として、我が政府のとおります見解、すなわち憲法第十三条 第十八条のあの規定の趣旨から見て許容されるものではないということは堅持をいたしますし、私もその立場でございます。

そして、念のために申し上げておきますが、私は徴兵制が合憲だと申し上げたことは一度もございません。どうぞ全てお調べください。一度もそのようなことは言っておりません、そしてまた防衛庁長官当時も防衛大臣当時も。

これは委員もあるいは御案内かもしれませんが、今の陸海空というのは本場にコンピュータ、ハイテクの塊のようなものでございます。徴兵制というものをしているいろいろな方を採用したとして、本場に使いこなせるまでスキルが上がるのは相当の時間、相当の労力を必要といたします。ですから、今まで徴兵制をとってきたフランスでもドイツでも徴兵制というものを停止してあるわけでございます。

私が申し上げたのは、憲法に反するという根拠を述べよと言われたときに、奴隸的ということと苦役ということとはもちろん分かれていますが、それを根拠とするということについて違和感を感じるということは申し上げたことがあります。

それは、委員も御案内かと思いますが、軍隊における民主主義というものを調査しにドイツへ参りました。そこで言いましたのは、与党も野党もドイツは絶対に徴兵制を維持すると言っていました。なぜだろうか。ナチス・ドイツみたいなものを絶対につくりたくないために徴兵制を維持する。私は物すごく衝撃を受けたんですね。つまり、軍隊というものは常に市民社会の中にあらねばならない、軍人は軍人である前に市民であらねばならない、それが隔絶したことがあのナチスのヒトラーというものを生んでいったのだということは与野党ともに極めて厳しく言っておられました。私はそのことは強く印象に残っております。

ですので、政府の立場、それは堅持をいたします。私もそれに従うのは当然のこととあります。

しかしながら、世の中にそのような考え方があつても同じ敗戦国のドイツ、あるいはフランスにおいても違う考え方を持っており、そしてスイスが先般、国民投票において徴兵制廃止というものを圧倒的多数で否決したということも御案内のとおりでございます。

○寺田(学)委員 徴兵制が有用であるかどうか、ハイテク機器云々というお話がありました。その部分は私は省いて、憲法上許されるかどうかということに関して伺いたいというふうなふうに思つて、御答弁をお願いしたところで。

その中で、私は今まで徴兵制が合憲であると言つたことはないというお話でした。

私の手元にある憲法調査会の御発言を切り抜いて御紹介すると、「徴兵制が憲法違反であるということには、私は、意に反した奴隸的な苦役」と思ひますので、そのような議論にはどうしても賛成しかねる」と。徴兵制が憲法違反であるということには、奴隸的な苦役に当たらないと私は思っているから苦役に当たるといふような議論には賛成しかねると思つています。

ですので、今政府としては意に反した苦役に当たるといふことで違憲だ、認められないというお話があります。その根幹部分に関して石破大臣は徴兵制が憲法違反であるということには、私は、意に反した奴隸的な苦役だとは思ひますので、そのような議論にはどうしても賛成しかねる」といふお話をされております。

賛成しかねるという御答弁が、私は合憲だとは言つていないということをもつて何か説明がついていないとは思ひません。ですので、改めて伺ひます。

徴兵制が憲法違反であるということは、私は、意に反した苦役だとは思ひますので、そのような議論にはどうしても賛成しかねる。これは、ある種徴兵制が認められ得る余地というものはあるということに当時御発言されたのかと思ひますが、その御趣旨を御答弁いただきたいと思います。

ます。(発言する者あり)

○浜田委員長 静粛に願ひます。

○石破国務大臣 そのようなことは全く申し上げておりません。

徴兵制というものをとる意味が、近代的な軍隊、つまり今日の軍隊においてはございません。そのようなことをやつても意味がございませんから。そしてまた、憲法の解釈というものは、先ほど来申し上げておりますように、十三、十八条を根拠としているということでございます。そのことに何ら問題はございませんし、では、これから先、徴兵制はあり得るのか。その必要性がない以上はそのようなことはございません。

そしてまた、根拠としてどうなのですかということに委員はおっしゃいますけれども、では、どうなんでしょう。スイスで、あるいはフランスで、あるいはドイツでそういうことを申し上げたときにどういふような反応があるだろうかということも、私どもは国際社会の中で生きていく上において、日本の根拠として十三、十八条であるということはどうでしょう。しかしながら、国際社会においてそれがどのように受け取られるかということとは、我々は念頭に置いた方がいい。

国を守るということはどういふことなのか。そしてまた、危険を顧みず、職務の完遂に努め、もつて国民の負託に応える、そのように言っている自衛官たちを……(発言する者あり)

○浜田委員長 静粛に。

○石破国務大臣 どのように考えるかということ、私どもは、立場の違いこそあれ、国会に籍を置く者として当然のことだと思ひます。

○寺田(学)委員 御自身のお考えが少し吐露された部分があつたと思ひます。徴兵制をとるような必要性がない以上というお話をされました。憲法上許されるかどうかという議論だつたんですが、やはりどこかで、石破大臣、政策的な判断をそこに持ち込もうとする節が今の御答弁の中にはありました。

この憲法調査会を引用した部分の、その前の部分に「徴兵制についてですが、徴兵制をとるか」というのはその国の政策判断だと私は思っています。」と断言されています。政策判断の問題なんですか。

○石破国務大臣 それは、先ほど来申し上げておりますように、ドイツであれフランスであれ、あるいはヨーロッパの諸国において政策判断としてそうであり、日本人が永世中立平和国家というふうに考えておりますスイスにおいては主権者たる国民の投票においてそのことが否決をされたというところでございます。それぞれの国はそれぞれの政策判断を行っております。我が国においては憲法上認められないというふうに言っておりますので、これは政策判断ではございません。

○寺田(学)委員 では、当時言われていた「徴兵制についてですが、徴兵制をとるか」というのはその国の政策判断だと私は思っています。」ということは、考え方が変わられたんですか。(発言する者あり)

○浜田委員長 静粛に願います。

○石破国務大臣 言っていることをよくお聞きいただきたのですが、ドイツにおいてもフランスにおいてもスイスにおいてもそれは政策判断、あるいは憲法に兵役は国民の神聖な義務であるというふうに書いてある国もございます。それはその国の憲法の判断でしょう、政策判断をしておる国もあるでしょう。ですから、国によって違うということを申し上げております。

我が国においては、憲法によって徴兵制をとらないという考え方でございます。その考え方の根拠に何を持っていくかというのは、それぞれの考え方がございましょう。しかしながら、日本国憲法においてはそれは認められないという話になっておりますし、実際に安全保障というのは政策判断の部分に相当にございまして、そういうような合理性は全くない、徴兵制をしく合理性は今の軍隊において、実力組織において全くないということとはよく認識して御発言をいただきたいと存じます。

す。

○寺田(学)委員 一点ちよつと長官にお伺いしたいんですが、徴兵制が憲法に違反をするという基本的な論理というのは何なんでしょうか。改めてですが、御答弁ください。

○横皇政府特別補佐人 憲法は人権を保障しております、第十八条に書いてある意に反する苦役に当たる、そのものでございます。

○寺田(学)委員 いや、集団的自衛権が認められるか認められないかを四十七年見解に基づいて議論して、基本的論理と当てはめというところの話がありますので。

余り多くは要求しない方だと思ふのでぜひ委員長にお願ひしたいんですが、徴兵制が認められないとする政府の基本的な論理というものを委員会の方に御提出いただきたいと思ひます。

○浜田委員長 理事会で協議いたします。

○寺田(学)委員 それで、石破大臣にも一つお伺ひしたいんです。

大臣が憲法調査会の中でお話しされているのは、日本で徴兵制が憲法違反だということであれば、なぜですかと聞くと、意に反した苦役だからだ、国を守らうとすることが意に反した奴隷的な苦役だという国は私は国家の名に値しないと思ひますと。苦役が何であるかということに関して御自身のお考えを持って、それが当てはまるかどうかということも御意見を述べられています。

徴兵に関して、制度じゃないですよ、徴兵自体が苦役に当たるか当たらないか、大臣の憲法上の考えを述べていただいてよろしいですか。

○石破国務大臣 意に反すればそういうことはございましょう、それは。ですけども、それは意に反した、でも、みんな人間は意に沿って生きていくのか、そのようなことはございませんでしょ。みんなそれぞれ、いろいろなつらいこと、苦しいことを我慢しながらやっているのだから、苦

ですから、意に反して、それは委員も御案内かと思ひますが、自衛官の訓練というのは極めて過

酷なものでございます。それは一緒にやってみればよくわかります。そして、国家の独立、国民一人一人の生命、それを守るために危険を顧みずに行動するということがどれほど大変なことかというところでございます。それを私はやりたくないという場合にそれを強制することは幸福追求権に反するというのが政府の立場でございます。

○寺田(学)委員 意に反したという部分を除いて御答弁いただきたいんですが、徴兵自体、兵役自体が苦役に当たるか当たらないか。意に反する云々は今御答弁をいただきましたからいいです。苦役に当たるかどうかということはどういうようにお考えですか。

○石破国務大臣 この憲法の条文はそのように分解して考えるものではございません。意に反した苦役ということでワンフレーズなのであつて、それを分解して議論することに意味があると私は思ひません。

○寺田(学)委員 それではもう一点、やや憲法議論になつてしまひますが、この十八条に関して、公共の福祉の制限というものはあるとお考えですか。

○横皇政府特別補佐人 「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」というのが憲法十八条の規定でございます。

憲法自身、犯罪による処罰の場合を除いてと限定しているわけでございます、一般的な公共の福祉による制限というものは及ばないというが、一般的な公共の福祉の考え方によつてこの十八条が適用されないということにはならないと思ひます。

○寺田(学)委員 一般的なというお言葉を使われましたが、政府の答弁書の中には、徴兵制が禁止されている理由、本質という書き方ですが、公共の福祉に照らし当然に負担すべきものとして社会的に認められるようなものではないのに、兵役と言われる役務の提供を義務として課される点に本質があると。

公共の福祉の考え方、それこそ政府の解釈いかんだと思ひますが、それによつて答弁書の中はつくられて、許容されるものではないということになりました。ですので、この公共の福祉というものが、先ほど一般という言葉を使ひましたが、例外もあり得るわけで、その点においてしっかりとした政府の説明を求めたいと思ひますので、引き続きやります。

いずれにせよ、今まで行使できなかったという集団的自衛権が限定的とはいひながらいきなり行使されることになり、従来の憲法解釈に固執するのは政治家の責任放棄と言ふ総理・総裁がいて、憲法で明示的に禁止されていないから合憲だと言ふ高村副総裁もいらつしやつて、党の中の責任者の方は理論上あり得ると言ひ、きょうさまで御答弁いただきましたが、以前、徴兵制は憲法違反だというのは私は賛成しかねるというようなお話をされている方々が現時点において徴兵制はありませんと言つたところで、私はおおよそ信じがたいなと。

しっかりとその部分は説明していただきたいというのを申し上げて、終わりたいと思ひます。

○浜田委員長 次に、鈴木義弘君。

○鈴木(義)委員 維新の党、鈴木義弘です。

私は子供のころ国語が苦手で、言葉の解釈というのがよくわからないので、私の質問は易しい質問ばかりなので明確に御答弁いただきたいと思ひます。

まず一つは、集団的自衛権を行使するときに当たつて、それ以外のときもいろいろな支援をするんだということになっているんだと思ふんですけども、そのときの費用というのは、我が国が負担するものなのか、後からお金を返してもらえなものなのか、そこをまずお尋ねしたいと思ひます。

○中谷国務大臣 自衛隊に属する物品を提供する際は、国の財産管理または財政負担の観点から、財政法上の原則のとおり、物品は適正な対価をもつて譲渡し、または貸し付けるべきであります。

て、平和安全法制におきましてもそのような原則は変わりません。

この原則の例外としてACSAというのがありますが、このACSAに基づく物品の提供と、国際平和支援法における枠組みが一致しています。これらにおいては、支援の対象となる諸外国の軍隊等からの申し出に応じて無償または時価よりも低い対価で物品を譲渡したり無償で物品を貸し付けたりすることがありますが、このうちACSAに基づくものは同一物品の返還等を行うこととしておりまして、多大な費用がかかるということはありません。

一方で、今回の国際平和支援法に基づく譲渡、譲与につきましては、旧テロ特措法で実施した洋上補給の例があります。これは燃料を外国に譲与したということになります。

これは、戦闘行為に参加しない我が国が、国際社会における適切な役割分担のもとで諸外国の軍隊等の活動に効果的な貢献を行うことによりまして国際社会の平和と安全の確保という国際平和支援法の目的を達成するために、物品の譲渡や無償の貸し付けといった選択肢をとるようにしたものでございます。

実際にどのような決済方式を採用するかにつきましてはそれぞれの場合によるわけでございますが、例えば譲与の要請があれば、全てこれに関し一律に対応するものではないということで、譲与を行う場合には、我が国の活動の内容、いづれにしてもその効果、財政負担のバランス、これを考慮して決定するということになっております。

○鈴木(義)委員 例えば、過去にイラク戦争の際に、米軍が主張していた大量破壊兵器があるから二兆円の拠出金を出すんだということで、これは国会の承認が得られたんだと思うんですね。でも、さあさあ、終戦、終わって、大量破壊兵器があるのかなと思って調べてみたらかったという話になったときに、ではその二兆円は何だったのかというの過去に議論があったのかなのかということですね。

だから、今回のものも幾つもの法案が、十一本束ねられている法案なんですけれども、これから国会承認、まあ事前承認なのか事後承認なのかわかりませんけれども、そういった承認をもらうのと同時に、今の防衛予算の中で足らなければ、補正予算を組むのか何をするのかで国会に承認をもらうような形になるんだと思うんですね。事後承認も同じだと思うんですね。

では、今までそれが検証されたのかされないのかといったら、私は余り頭がよくないので、検証されたような記述が残っていないような気がするんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○岸田国務大臣 イラクの大量破壊兵器、そしてそれに対する我が国の対応について検証したのかという御質問でありましたので私の方からお答えさせていただきますが、それにつきましては、外務省として、それを検証し、そしてその検証の要旨について公にさせていただいているところであります。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

では、続きまして、今でも米軍と我が自衛隊は、訓練をしたり情報の共有化をされているんだと思うんです。今回の法改正の中にも盛り込まれていて、もっと緊密な関係をとって情報の共有化をもっと深化させていくんだというのは結構なことなんだと思うんですね。

では、日本から米国に行っている情報と米国から我が日本に來ている情報はイコールなのかということなんです。

例えば、日本から行く情報は一〇〇％行くけれども、米国から来る情報が八〇とか七〇％くらいしか来ていないということになれば、作戦行動を起す上で指揮権は米国側にあると推測できるんですけれども、今回の法改正でもっと踏み込んだ情報の共有化になっていくわけですね。それは担保されているのかどうか、それだけちょっとお尋ねしたいんです。

○黒江政府参考人 日米間における情報の共有という件でございすけれども、常日ごろから、同

盟国でございすので、我々としては日常ベースで情報の交換を行って。さらに、共同訓練等を通じてまさに戦術行動に必要な情報をやりとりする。これにつきましては、それに必要なハードウェアも含めまして、なおかつ必要な情報は何かといったことをお互いに共有する、その中で情報を交換し合うということを日常的に行っておるということでございます。

他方、先生御指摘のような、こちら側からは一〇〇％上げているけれども向こうから何％来ているんだろうかといったことは、情報という性格上、なかなか定量的にはかるといことはできないだろうというふうに考えてございます。

他方、当然のことながら、日米で共同対処する、あるいはある種の事象に対しまして米軍の行動を日本側が支援するということでありますれば、お互いの意図、あるいは何に對してそういう活動をするのかということは共有しないと効果的な活動というのはできないということでございすので、そのために、お互いの保全の強度というものを合わせるというふうなゆるゆるGSOMIAの協定といったものも日米間で結んで、必要な情報のやりとりを努めているというのが現状でございます。

○鈴木(義)委員 そういう御答弁だろうなというふうに思って質問しているんですけども。では、例えば、先ほど前段でお尋ねしたイラク戦争のときに、大量破壊兵器があるんだという情報に基づいて私たちは二兆円の拠出金を決めたわけですよ。ということとは、それが正しかったのか正しくなかったのか検証しましたと外務大臣から御答弁いただいたんですけども、そのことをもって、正しい情報だったのかどうかというのをどこで判断するのかということにつながつていくんだと思うんですね。

ですから、今回の法律の中身の話よりも、実際にこれがもし運用されていくという話になったときに、きちっと情報の共有化がなされているのかどうか誰かがきちっと検証しない限り、また同じ轍

を踏んでしまふんじゃないかということなんです。そこをもう一度御答弁願いたいと思います。

○岸田国務大臣 情報の共有については今防衛省からも答弁がございましたが、情報の共有ということについて申し上げるならば、昨年、特定秘密保護法が成立をいたしました。この法律の趣旨ですが、一つの大きな趣旨としてまして、我が国の情報管理の信頼性を高めることによって各国との間においても重要な情報を共有できる、こういった趣旨が含まれていたと認識をしております。

こうした我が国における情報管理のありようも、各国との情報共有において大変重要なポイントであると認識をいたします。

昨年来、我が国においても情報管理につきましては大きな議論を行い、こういったことも各国との情報共有を進める上で大変重要な取り組みではなかったかと考えております。

○鈴木(義)委員 そこで問題になってくるのが、米国やオーストラリアを支援していきましようという法案になっているわけですね。支援する、集団的自衛権の行使を可能にする法改正をしていくとするんですけども、では、例えばアメリカやオーストラリアの利益と日本の利益が相反する場合が生じたときに、そのときどう国民に理解を求めていくんですか。

それでも出してくれ、協力してくれと言われたときに、相手国と日本との関係が必ずあるはずなんです、それについて国民にも説明をしていかなくちゃいけないと思うんですけども、その辺は、特定秘密の範疇の中でもあるんでしようけれども、でも相反するものというのはあるんだと思うんですね。そのときにどう国民に対して説明を政府側はしていこうとするのか、お尋ねしたいと思ひます。

○岸田国務大臣 御指摘の点について、具体的にはそれぞれ個別具体的な対応が考えられますが、基本的な考え方として申し上げるならば、我が国がこうした平和安全法制に基づいて対応する際に

おいては、まずは我が国の国民の命や暮らしを守るためにどうあるべきなのか、さらには国際的な平和と安定のために我が国として貢献する必要があるのかどうか、こういった点を主体的に判断することになると考えます。

そして、加えて、我が国がこうした対応をとる際には国会の承認をしっかりといたさなければなりません。その際に、しっかりとした事実ですとか理由ですとか、国民そして国会の御理解をいただけるために必要な情報はしっかりと添えた上で国会の承認をいただく。こういった形で御理解をいただく仕掛けになっていると認識をしております。

○鈴木(義)委員 米国の諜報能力というのは日本の比じゃないんだと思うんですね。そこまで日本はお金も人もかけていないと思うんです。ネットワークもまだ、比較をすれば全然、子供のようなものだと私は認識しているんですけども、では、日本の利益を今の情報収集能力だけで判断できるのかということです。

例えば、先日、維新の党で朝霞の陸上自衛隊の駐屯地に視察へ行ったとき、幹部の人と意見交換があったときに、一番大事なのは情報をたくさんもたえるかどうかということです、その国の背景も含めて、だから、そういったものもきちんと収集できて初めて、どういうシミュレーションをするのか、訓練をするのか、どのぐらいでどうするかというのを判断するんだというお答えをいただいたんです。

だから、今の日本の情報収集能力が、これもまた特定秘密だと言われちゃうとこうこれ以上話が出ないんですけども、その辺のところは誰が判断して、では、今回の日米の情報共有化が今まで以上に図れるということで先ほど御答弁いただいたんですけども、その情報の分析、解析だとかを誰がやるのかということですね。そこをどこをお尋ねしたいと思います。

○岸田国務大臣 情報収集そして情報の分析について御質問いただきました。

まず、基本的に、情報収集能力につきましては、我が国としまして、絶えず検証し、そして能力を向上させていかなければいけない、これは当然のことだと思えます。

そして、その上で、収集した情報についてありますが、まず、自衛隊の海外の活動につきましては、情報収集に当たって、防衛省と外務省が中心になりまして情報収集、分析を行うこととなります。

そして、今御議論をお願いしている法案の中においても存立危機事態ですとか重要影響事態ですとか、あるいは国際平和共同対処事態、あるいは国際平和協力業務、こういったものが定められているわけですが、こうした事態において判断するに当たりましては、一昨年末にできました国家安全保障会議、NSCにおいてあらゆる省庁から情報を集め、そして集約し議論を行い分析する、そして閣議において内閣として判断をする、これが、我が国の情報分析、判断における基本的な仕組みであると認識をしております。こういった形によって政府として最終的に判断を行うということになります。

○鈴木(義)委員 では、そういうことであれば、例えば一つの事例なんですけれども、過去の米軍の軍事オペレーションに対して日本は独自の検証を行っているのかどうか。

○岸田国務大臣 我が国自身の行動あるいは対応につきましては、我が国としてしっかりと責任を持たなければいけません。ですので、必要な検証や分析は行う、これは当然のことであります。ただ、他国の行動や対応につきまして我が国として何か情報収集しそして分析をする、こういった立場にはないと考えます。

あくまでも我が国として必要な分析はいたしますが、それとかかわりのない他国の行動について何か分析をしたり、あるいは法的な判断、あるいはさまざまな判断を行うという立場には我が国はないと考えます。

○鈴木(義)委員 こういう公式の場で大臣からき

ちとした答弁がいただけるとは思っていないんですけれども、でも、相手がどのぐらいの力があるのかというのをきちんとシミュレーションしないのに戦いを挑んだり手助けをしに行ったりというのは普通はしないと思うんですね。それでもやはり手伝いに行ったり戦わざるを得ないというときが出てきたときに、まあとりあえずやってみるかという話なのか、そこところはこういうふうにお考えなんですか。相手の国のことを全然わからないで、どれだけのオペレーションをやっているのかもわからないでそれができますかという話ですよ。

○岸田国務大臣 まず、基本的な情報収集、国際的な情勢あるいは状況を分析するために必要な情報収集については、しっかりとした能力を持っています。

ただ、あくまでも我が国が判断するのは我が国にとつて必要な事態についての判断であり、我が国のこうした対応にかかわりのない他国の行動について何か確定的に評価する立場にはない、こういった御説明をさせていただいている次第でございます。

○鈴木(義)委員 先ほども申し上げましたように、米国の諜報能力というのは日本の比じゃないんですね。だから、あらゆるシミュレーションができるから今まで世界の警察として役割を果たしてきたんでしょうけれども、その一端を日本に正につなげてくださいますかというのが今回の法改正に解釈しているんですね。

だったら、どの国がどのぐらいの展開ができるのかというのを、オペレーションも含めて、シミュレーションをやはり日本できちんと情報収集して組み立てておかなければ、いざといったときに、できません、できませんという判断をどこでするのかということなんです。

何回も聞いてもしようがないので、では、例えば、なぜそういうことを申し上げるかといったと

きに、これからもし自衛隊が外に今まで以上にでていくといったときに、実戦経験が実際ないんです。訓練は訓練なんです。海上自衛隊だって陸上自衛隊だって、航空自衛隊が訓練を共同でやったとしても、あくまでも訓練は訓練なんです。

では、実戦としてのノウハウをどこで蓄積していくのかということです。それはハードの部分もそうだし、ソフトの部分もそうだと思うんですね。そこは、どうやってこれから考えて精度を上げていくとするのか、お尋ねしたいと思えます。

○中谷国務大臣 まず、情報の共有というのは必要でありまして、その能力を向上させるということとは今、全力で対応しなければならぬと思えます。

そこで、対応能力につきましては、自衛隊というものはさまざまな訓練を重ねておりまして、日米間におきまして、こういったいろいろな事態を想定した訓練を通じて自衛隊自身の能力向上もやっておりますし、それぞれのレベルにおいて協議をいたしております。

例えば、大臣クラスにおいても、認識を共有したり今後の方針を話し合ったり、必要な情報収集、そして各国との意見交換、さらに共同訓練などを通じて自衛隊自身の能力が向上して、適切に判断して対応ができるように、そういう努力をしているということでございます。

○鈴木(義)委員 では、問題をちよつと切りかえますけれども、武力攻撃事態等に対処する米軍以外の外国軍隊及び存立危機事態に対処する外国軍隊の支援体制を組むということですよ。その中で、日米安保と同じように、日本と密接な関係にある国を応援するんだ、こういう法律のたてつけになっているんだと思うんですね。

であるならば、なぜその国ときちんとした安保条約を結ぼうということを考えないのかということです。例えば、オーストラリアでも結構ですし、インドでもそうでしょうし、その他の国で日本と密接な関係があるんだしたら、きちんとそれ

は条約として締結するという考え方が今後出てくるのか、今考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○岸田国務大臣 例えば、新三要件の中に密接な関係にある他国という文言が入っています。この我が国と密接な関係にある他国、これは、再三御説明させていただいておりますが、一般に、外部からの武力攻撃に対し、共通の危険として対処しようという共通の関心を持ち、そして我が国と共同して対処しようとする意思を表明する国、こうした国を指すわけでありますが、この密接な関係にある他国につきましては、あらかじめ特定されているものではなく、個別具体的な状況に即して判断すると説明をさせていただいております。

そして、あらかじめ条約等を結んで明らかにするべきではないか、こういった御質問をいただきました。

我が国が認められる武力行使においての我が国と密接な関係にある他国については今申し上げましたような対応を考えておりますが、例えば条約等を結んでこうした関係を明らかにするという事になりますと、これは相互防衛の関係になる等、我が国の新三要件との関係も含めて、さまざまな検討が必要になります。

我が国があくまでも主体的に新三要件によってしっかりと判断することができると、さらには、多くの国がある中であつて、どの国とこうした条約を結ぶ結ばない等、新たに検討しなければならぬ課題が出てきます。

よって、今現状、政府においては、こうしたあらかじめ条約等を結ぶということは考えておりません。

しかし、いずれにしましても、こうした存立危機事態に至ったときは、事態対処法改正案第九条等に基づいて、対処基本方針を国会に事実や理由を付した上でしっかりと報告し、そして承認をいただかなければなりません。その際に、密接な関係にある他国、なぜこの国が密接な関係にあるのか等しっかりと理由を付しそして説明しなければならぬことになりま

すので、こういった形で明らかにすることができると考えております。

○鈴木(義)委員 そのところがやはり言葉のあやになってしまっているから、国民がわかりづらいんだと思うんですね。

この国と仲よくしましうと言えはいんじやないですか。なぜそれを、いや、周辺の国もいろいろあるから、ことだけ仲よくならないとかいうふうに言えないと。

でも、密接な関係にあるから、三要件になれば米軍と一緒に作戦行動をとりますよというような法体系になっているわけでしょう。だったら、その仲よくなりた国ときちつと議論を交わして、ここまでは協力できる、ここまではお互いさまでやりましようというのをこれからはしていかなければならないんじゃないですか。そうしなければやはり国民の理解というのは、そのときになぜこの国なのかという話が必ず出てきますよ。

では、なぜオーストラリアに潜水艦を日本が技術供与してつくつてあげますよと。密接な関係があるんでしよう、オーストラリアと。今、日本の海域を一番守つてくれているのは潜水艦じゃないかという話もあるわけじゃないですか。その技術をオーストラリアに供与しますよということをやっているわけですから、だったら、きちつとオーストラリアと協議をして、国会に上程してきて条約締結しましようということまでやらないと、もつとわからなくなつちゃうんじゃないかと思うんです。その辺をもう一度御答弁いただきたい。

○岸田国務大臣 御指摘のようなさまざまな具体的な課題において、具体的に国を特定し関係を認める、これは当然なことだと思います。

ただ、今申し上げておりますのは、存立危機事態において事前に、あらかじめこういつた関係について特定しておく、あらかじめ決めておく、こういったことについてどう考えるかということでありま

す。

その際に、あらかじめこうした密接な関係にある国というものを特定するということの難しさ、さらには、逆に条約等で明らかにすることになりますと、それ以外にさまざまな観点、相手の国との関係、あるいは我が国が新三要件によつてしっかりと判断できるかどうか等さまざまな要素を検討した上で判断しなければならぬ、こういったことではないかと申し上げております。

よって、今回の存立危機事態等においては、密接な関係にある他国をあらかじめ条約等で明らかにすることとは考えておりません。こうした我が国の考え方につきましては、国会承認等において明らかにさせていただくという仕組みを考えている次第であります。

○鈴木(義)委員 最後に確認だけしたいんですけども、国連に分担金として、世界で第二位の10%を超える負担金を出しているんですね。これはもう形骸化されているというふうに言われているんですけども、敵国条項が三条ありますよね。そこから排除されていないんですね。

それで、今回の法改正をすることによって整合性がとれているのかどうか。今回の法律の改正と、敵国条項が残つちやつていて、国連憲章の中にあるわけですよ、三条分、そのところの整合性はとれているという判断なのか。その確認だけして、終わりにしたいと思ひます。

○岸田国務大臣 まず、今回御議論をお願いしております平和安全法制につきましては、国際法上適法なものであるということ、国際憲章に従っているということ、これは当然のことでありま

す。

そして、その上で、敵国条項について御質問いただきましたが、結論から申しますと、この敵国条項については、もはやいかなる国もこれを援用する余地はないと考えております。

旧敵国条項は既に死文化しているという認識を示す決議が、一九九五年、国連総会において圧倒的多数で採択をされています。また、二〇〇五年の国連首脳会合では、憲章上の関連する条項における敵国への言及を削除することの加盟国の決意

を示す、こういった成果文書がコンセンサスで採択をされております。

こういったことでありますので、敵国条項を援用する余地はないと思っておりますし、我が国の対応はあくまでも国際憲章に従つた国際法上適法な行動を想定しているということでありま

す。

○鈴木(義)委員 ちよつと矛盾しているなと思うんですけども、多数で決議してもらつたんだつたら、条文を削除すればいいんだと思うんですけど、それをさせたくない国があるから残っているのかなというふうに推測するんですけども。

だから、きちつと安全保障条約みたいなものを結んでいかないと、必ずそれが、では今回の法改正によつて自衛隊を外に出していったときに国際裁判所に訴えられたとき、どうするんですか。だって、憲章のところに残っているじゃないか、決議はされたとしても。

死文化されたというのは日本側の言っていることなんです。でも、そのところをクリアにしないで今回の法改正に臨むというのはちよつと無理があるんじゃないかなと思つておりますので、今後ひとつよく検討してもらいたいと思ひます。終わります。

○浜田委員長 次に、篠原豪君。

○篠原(豪)委員 維新の党の篠原豪でございます。よろしくお願ひいたします。

砂川判決をめぐる、本委員会でも質疑が続いております。

今何が問題となつているかといえ、政府が新三要件を定義し、閣議決定を行い、それを満たせば集団的自衛権を使つても合憲となるようにしたこと、その際の最初の根拠にこの砂川判決を掲げ説明しようとしたということから混乱が始まつたんだらうというふうに思つています。

しかし、十五日の中谷大臣の答弁にありましたように、砂川判決については政府は、砂川事件は自衛の措置をとれるという前提をあくまでも述べ

たものであり、行使容認の直接の根拠にはならないとお認めになったというふうに理解していただきます。

しかし、本質的な問題が何かといえば、やはり一つ目は、砂川判決以降も政府が集団的自衛権は憲法上許されないと恐らく言い続けてきたこと。

そして二つ目には、砂川判決の主要な争点はあくまでも日本に駐留する米軍の違憲性です。ですので、どうして自衛隊が地球の裏側まで行って、米軍等への武力攻撃を我が国が自衛権を発動して排撃できるのか、これが判決で論じられたのかどうか。

三つ目には、そもそも最高裁判所には具体的な違憲審査権があるだけで、抽象的な違憲審査権を有しません。すなわち、問題となった具体的な事件以外、憲法上の合憲、違憲を論じることはいかならずありません。その中で、たとえ自衛権への言及が傍論であつたとしても、そもそも仮定的な事例に対して判断をしないだろうというふうに思っています。

そこで伺います。
 いまだ集団的自衛権の合憲性を論じた裁判は我が国の裁判史上存在しないと思うのですが、確認をさせていただきます。

〔委員長退席、御法川委員長代理着席〕
 ○中谷国務大臣 御指摘の、集団的自衛権そのものの合憲性について論じた裁判例があるというのは承知をいたしております。

○篠原(豪)委員 つまり、まだ法律がないわけですから、成立して初めて発生するであろう具体的な事件がない時点で、これを論じる判決が今おっしゃったようにならないですね。強引に砂川判決を安保法制、昨年の閣議決定の根拠に求めたことからこれまでの論争が始まったのであって、この点はやはり政府の皆様には御認識をいただきたいというふうに考えております。

その後も、昭和四十七年の政府見解を根拠にということについても、結論が集団的自衛権の行使が憲法上は許されなくなっているにもかかわらず

ず、その前段で指摘されている部分だけを基本的な論理と位置づけて、この基本的な論理が維持されれば集団的自衛権を使えるようにしても憲法上の問題は無いのではないかと。これは当時と百八十度違うんじゃないか、ずっとこういう指摘がされているわけですから。

これは、こういつたところから限定的とはいえ集団的自衛権を導き出すとするやり方が、国民の皆様様に混乱を招く原因になっているのではないかとこのように思います。こういった理論の組み立て方の結果、この法律は結局憲法的に適合しているのかどうか、抵触することになるのかどうか国民の皆様が心配されているわけです。

そこで、法律が憲法に抵触しているかどうかは問題となったとき適合性を判断する機関は今どこにあるのか、政府の見解を伺います。

○横島政府特別補佐人 法律が憲法に適合するかどうかを最終的に確定する権能を有する国家機関は、憲法第八十一条によりいわゆる違憲立法審査権を与えられている最高裁判所でございます。

○篠原(豪)委員 後ほど少しお話をさせていただきますが、安保法制は内閣の提案であります。であるならば、きょうもありましたけれども、安保法制が合憲か違憲かという判断を出した時点で、内閣、さらに言えば内閣を統括する内閣総理大臣である安倍総理が合憲であると判断しているというふうになるかと思えます。果たして本当にこれでよかったのかということで、ずっと論争になっております。

今回、一内閣による重大な憲法解釈の変更を行ったことが混乱の原因になっていて、政治、行政が仮に恣意的に何か本来は憲法上認められない安全保障法制をつくったとしても、最後の歯どめとしてやはり憲法裁判所があれば法そのものを差しとめるという効用が生まれるわけで、今ここの機会でありまして憲法裁判所をつくる論議、議論を進めるときと考えておりますが、いかがでございますでしょうか。

○中谷国務大臣 憲法裁判所につきましては憲法

審査会等でも議論をされておりますけれども、憲法裁判所を設置して、具体的な訴訟事件を離れて抽象的な憲法判断の権能を付与すべきだという御意見もございしますが、これは非常に大きな問題でございまして、まず政治的にも各党各会派で広く御議論をいただいた上で国民的な議論を深めていくことが必要である、憲法的な問題を含んでいるということでございます。

○篠原(豪)委員 済みません、官房長官にせっかくおいでいただいておりますので、このことについてお話をいただければと思います。

○菅国務大臣 今お尋ねいただきました、憲法裁判所を設置し、具体的な訴訟事件を離れて抽象的な憲法判断の権能を付与すべきという提案であり、各党各会派で広く御議論をいただいた上で、国民的な議論を深めていく必要があるだろうというふうに思っています。

○篠原(豪)委員 維新の党は、基本政策として、かねてよりこれを創設すべきであるというふうな主張をされておられます。それは行政がやはり恣意的に法律を制定、運用していくおそれがあるからであつて、まさにもしかしらこの安保法制が恐れていた事例に該当してしまうのではないかと、これは多数の国民の皆様が感じていることではないかと思えます。

砂川判決は、実際は統治行為論でもって、すなわち高度な政治性を有する事案に関しては裁判所の審議にまじまじと判断を行いませんでした。つまり、裁判所は憲法の番人でなければいけない、先ほど長官がおっしゃいましたけれども、こういうこと等憲法判断を実際には行わない事例があるということをおのずと、みずから認めているということにもなるんです。

だからこそ、正面から憲法適合性を判断する機関が必要だと考えます。でなければ、今申し上げましたけれども、今後、恣意的法律制定及び運用を監視することができない。この機会にもう一度、ぜひ憲法裁判所の創設を真摯に検討していただければと思います。

次は、安保法制における言葉の意味について伺いをいたします。

我が党の江田議員が五月二十八日、既に当委員会でお尋ねしてきたことではありますけれども、この間、個別的自衛権、集団的自衛権の内容についてほとんど変わつてきているのではないかとこのように思っております。そのことを踏まえ、改めて伺いますが、自衛権の定義について、国際法上あるいは国際司法裁判所上の定義と我が国の個別的自衛権、集団的自衛権の定義が異なっているという事実はあるのでしょうか。これは岸田外務大臣にお願いいたします。

○岸田国務大臣 まず、国際法上、一般に、個別的自衛権とは自国に対する武力攻撃を實力をもって阻止することが正当化される権利とされています。一方、集団的自衛権の方ですが、これは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず實力をもって阻止することが正当化される権利、このように解されております。このように、両者は、自国に対して発生した武力攻撃に対処するものであるかどうか、この点におきまして明確に区別をされています。そして、こうした考え方は国際法上確立されていると思えます。

そして、国際司法裁判所の判断はどうかという御質問がありましたので、その点について申し上げます。個別的自衛権については援用する国に対する武力攻撃が発生していることが必要とされると。これは、イランに対する米国の武力行使を判断したオイル・プラットホーム事件判決という中にこうした記載があります。また、ニカラガ事件判決の中にも集団的自衛権については、みずからが武力攻撃の犠牲者であるとする国家による要請がない場合に集団的自衛権の行使を許容するような規則は存在しない、このような記述があります。

これらの判決は、先ほど申し上げました個別的自衛権と集団的自衛権の区別に対する我が国の理

解と整合的であると認識をしております。

〔御法川委員長代理退席、委員長着席〕

○篠原(豪)委員 ありがとうございます。

私たちは、ニカラガ事件を一回お話しさせていただいて、集団的自衛権というのは政府の言う集団的自衛権とも異なっているんじゃないか、新三要件が必要となる制限された集団的自衛権、これには二つの考えがあることを政府の皆さんにも考えていただきたい、お認めいただきたいと話をしてきました。

資料の一枚目のところ、今御説明いただきました。

政府が主張している新三要件は、他国が攻撃を受けたときに一緒に防衛するということができるわけであって、したがって、政府の言う集団的自衛権は本来の意味ではなくて、やはり制限されたものになる。一方の考え方として、個別的自衛権においても、自国がいまだに直接攻撃されていない状態であったとしてもミサイル防衛の場合のようにその蓋然性が非常に高い場合には自衛権を発動して、二枚目の資料のところに少し書かせていただいています。そういう蓋然性の高い場合には他国への攻撃であっても個別的自衛権として対処することができるといふふうに考えられないのか。

要するに、新三要件のもとで自衛権を制限された集団的自衛権として考えるのか、それともより広く解釈した個別的自衛権として考えるのか、二つ方向性があるわけです。

そこで、問題を指摘させていただきたいと思うんです。

まず、今回の新三要件のもとの措置は本質的に自国防衛だということであれば、集団的自衛権じゃなくて個別的自衛権で説明して何ら差し支えないというふうに考えています。

安保法制が仮に成立すれば、海外の報道が行われます。いろいろな国が、自国の言語に翻訳して日本の法律を紹介していくわけです。それを聞いた人たちが、集団的自衛権と日本語で説明されて

いても今、国民の皆さんもよくわからない、理解しにくいと言っている中で、他国で正確にそれが伝わっていくのかということであります。集団的自衛権という言葉が加わる以上、制限のない本来の意味での集団的自衛権と誤解してしまうおそれ実際に十分あるんじゃないかと思っています。

こうなると、今回の安保法制は自国防衛だということであれば、個別的自衛権で説明ができるのではないのか。そして、個別的自衛権の範囲で説明できるものにもかかわらずこれを集団的自衛権という名のもとに制定してしまえば、やはり不必要に海外から、日本が集団的自衛権が行える国になったという誤解を招いて、その結果、これまで想定されなかった攻撃という反応が出てくる可能性が広がってくるのではないかというふうに思っています。その点についてはいかがか。中谷大臣、よろしくお願いします。

○岸田国務大臣 学説として、個別的自衛権あるいは集団的自衛権についてさまざまな議論があるというのは承知をしております。

ただ、先ほど申し上げましたように、個別的自衛権と集団的自衛権の区別として、自国に対し発生した武力攻撃に対処するものであるかどうか、この点において明確に区別されるという点については国際法上確立された考え方であると思います。そして、先ほど御紹介させていただきました国際司法裁判所の判例においても同趣旨の記述があるところであります。この点についてはしっかりと確認し、明らかにしておかなければなりません。

なぜならば、独自の判断で個別的自衛権を拡大するということになりますと、独自の判断でやった行為が国際法上違反する、国際法上正当性を得ることができない、こういふことになりかねません。ですから、今申し上げた点につきましても、さまざまな議論がありますが、国際法上明確に区別されていると思いますし、明らかにされていると思いますので、この点だけはしっかりと守っていかねばならない点であると認識をしています。

ます。

○篠原(豪)委員 いろいろな考え方があって、それでも国際法上認められる範囲の中でどういふうにきちっとやっていくのか、これは当然大きなことと思っています。

仮に、個別的自衛権として説明する、これを拡大解釈すると余りよくないということはあるかもしれませんが、それはきちっと個別的自衛権で、今では違意であるとかどうだという話も出てきていますけれども、とても解釈のできない事態に至った場合には、これはやはり憲法そのものをそもそも改正して対処すべきではないかというふうに考えています。改憲をしないのであれば、やはりいわゆる個別的自衛権の国際法上認められる範囲の中で法整備を行うべきじゃないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○中谷国務大臣 きょう小野寺委員が説明をされましたけれども、個別的自衛権というのはあくまでも我が国に対する武力攻撃が発生しないと行使できない権限でございまして、現時点においてそれだけで国家の安全を図るという点におきましては不十分な点がございまして。

その点で、昨年の七月に改めて、憲法の基本的論理に基づいて今の我が国の安全保障の現状等を当てはめをいたしまして新三要件というものをつくったわけがございまして、それによりまして、我が国が自衛権を行使して対処できるということでございます。これにおいて、余りにも個別的自衛権でやりますと、先ほど外務大臣も言われましたけれども、拡張して説明することが国際法違反になるおそれがあるということで、しっかりとした形で対応できるということで、憲法で改めてこの部分において検討したということでございまして。

○篠原(豪)委員 冒頭の質問に戻るんですけども、我が国は裁判所、最高裁を含めて、これからつくる法律に対して裁判所が認めた範囲でどうのこうのとかはないわけで、それを解釈によってやっていった内容が七月の閣議決定以降やはり心

配されているという中で、今これだけ違憲だという話も出てきた中で、これは本当にきちっと中身を議論しなきゃいけないですよ。そういう中中で、やはりこれはしつかりと、こういうふうな声もあると思いますので、ここはこういふ声があれからもう考えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

国民の理解と意見の反映についてお伺いをさせていただきます。周辺事態については時間があればよろしく申し上げます。

法律案の制定の手続について、国民の理解と意見の反映という視点から、これは、最近の各種世論調査を見ても、反対が賛成を上回っているのが現状であります。国民の理解が深まっていらない、十分な説明が行われていないというふうに報道のアンケート調査でも出てきたりしております。

さらに、今月、六月四日、これはこの委員会でも何度も言われていますけれども、衆議院の憲法審査会で、憲法を専門とする方々三名をお招きして参考人質疑を行いました。その結果、いずれの参考人も、他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認の柱、安全保障関連法案について憲法違反であるという認識を表明しています。

十五日に地方公聴会が高知市で行われました。このときも、六人の方々のうち五人が、規範的にも問題があるとか、あるいは解釈で許されている範囲を本当に超えているんじゃないかというふうに言っています。これは研究者だけじゃなくて、市民の皆さんからお声が上がっているということだと思えます。

安保法制関連の反対学者の会の声明が既にきのうあたりで五千件近くとなっております。これは、学際横断的に政治学上も憲法学上も結構いろいろな分野で大学で、ちよっとこれは話がかわりますけれども十八歳選挙権が通って、これから大學生の皆さんが学校へ行つて政治学であれば規範を習って、自由とは何か、立憲主義とは何か、こういうことを教えている先生方です。教科書をつ

よつて、今の御質問につきまして、過去の例において、国際的に類を見ない厳格な基準に基づいて、その基準に基づいて具体的な情報収集をしているわけはありませんので、これを当てはめることは大変困難なものがあります。

そして、過去の例を見ましても、集団的自衛権の行使につきましては、国際法上、国連に対しまして報告するとされています。この報告の例を見

まして、我が国が適用しているようなこうした厳格な基準に基づいて報告を行っている国はないわけであり、自国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある、こうした厳格な、限定された理由をもって国連に報告している事例は存在しないと認識をしています。

○宮本(徹)委員 今の質問は、調べたけれどもなかった、存立危機事態に当たるような例は世界にはなかったということでしょうか。

○岸田国務大臣 我が国は、国際的にも類を見ない大変厳格な基準を設けて、その条件のもとに、限定的な集団的自衛権が国民の命や暮らしを守るために必要ではないか、こういった議論をお願いしています。

このような厳格な、限定された形で集団的自衛権を考えている国は他国にはありません。他国の過去の例を見ましても、これだけ厳格な形で集団的自衛権を考えて行使している、こういった例は存在しない。そして、我が国としましては、こうした厳格な形でその時々、情報収集したわけではありませんが、こうした例を挙げるといことは大変困難である、こういった御説明をさせていただいております。

○宮本(徹)委員 今の話を聞くと、そういう角度で情報収集をやっているというので大変だ大変だという話で、調べるというのが前回の答弁だったわけじゃないですか。

国連に報告がないということは、今まで国連に報告された集団的自衛権の事例が十四ありますけれども、その中ではないということですね、その十四件については。

○岸田国務大臣 先ほど申し上げましたように、集団的自衛権の行使につきましては国連に報告がされます。そうした報告例が十四あります。その十四の例を見る限り、我が国のように厳格な、厳密な条件をつけて集団的自衛権を行使している事例はないということを申し上げております。

○宮本(徹)委員 ですから、私が聞いているの

は、実際存立危機事態という例があったのかというところを聞いています。国連には報告がないんですよ、そういう形での。存立危機事態の例があるのかと言ったら、そういう角度での報告がないのははっきりしているわけですね。(発言する者あり)そういう概念がないというんじゃないくて、存立危機事態が起き得ると言っているから、今回の法案を皆さんは出しているわけですね。だから、存立危機事態の例は今まで起きたことがあるんですかということをお願いしています。

そういう立法事実がないんだとすれば、この法案を出す資格はないですよ。世界のどこを探しても存立危機事態なんて起きたことはないんじゃないですか。結局、集団的自衛権行使に道を開くために、頭の中で空想的観念をつくり上げて存立危機事態なんというのをやっているだけじゃないですか。

こんなことで憲法の解釈を百八十度変えるなんて許されません。法案を撤回してください。

○岸田国務大臣 世界各国におきましては、集団的自衛権を行使したということで国連に報告している事例が存在いたします。

世界各国とも、国際法の判断に基づいて集団的自衛権を判断しているわけですが、そうした判断と比べて、我が国において国民の命や暮らしを守るために必要な武力の行使の範囲に含まれる限定的な集団的自衛権は、極めて限定的なものであるということを申し上げております。

多くの国々の行使している集団的自衛権の範囲に比べて極めて限定的であるからして、今までの事例の中にこうした限定的な形で判断をしたりして確認をした事例は存在しない、このように申し上げます。

○浜田委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

○浜田委員長 速記を起してください。

岸田外務大臣。

○岸田国務大臣 国際法上、集団的自衛権とは、

自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止することが正当化される権利とされています。こういった考えに基づいて、国連には過去十四、集団的自衛権を行使したという例が報告されています。しかし、その中に、我が国の適用しているような厳格な理由に基づいて報告がされているものはありません。

○宮本(徹)委員 十四の事例の中にはない、それははっきりしているわけですね。十四の事例以外はないということではないですか。

○岸田国務大臣 我が国が国民の命や暮らしを守るために必要とする限定的な集団的自衛権につきましては、厳格な基準を設けています。こういった基準に基づいて集団的自衛権が行使されたというように説明されている事例は存在いたしません。

○宮本(徹)委員 はっきり言って、調べてくださいということを書いて調べたけれども、なかったということなわけですよ。

存立危機事態なんというのは、今まで世界の中で……(発言する者あり)

○浜田委員長 静粛に願います。

○宮本(徹)委員 安全保障環境の根本的な変容の中で、他国が攻撃されたことをもって別の国の存立が脅かされるなんということは起きたことがないわけですね。(発言する者あり)あるかもしれないなんて言わないでくださいよ、示していないんだから。あるんだと示してくださいよ。一つもないわけですよ。(発言する者あり)

○浜田委員長 不規則発言はやめてください。まして、不規則発言には答えられないように。

○宮本(徹)委員 結局、安全保障環境の根本的な変容という問題も本委員会でも議論されましたが、ホルムズ海峡の問題は、先日岸田大臣からも発言があったとおり、安全保障環境は前向きに変化している、存立危機事態など起こり得ないというものです。

それから、パワーバランスの変化ということ

中谷大臣はおっしゃられましたけれども、民主党の長島議員から、旧ソ連があったときの冷戦時代のときの方がよほど大きな脅威があった事柄なんじゃないかということも明らかにされました。

安全保障環境の根本的な変容で存立危機事態が起きるなんという話は一つも証明されていない。それどころか、そんなものはない、立法事実がないということがこの間明らかになってきていると思います。

こういう事態の中で、会期を延長してこの法案を押し通すということは絶対に許されないということを申し上げておきたいと思っています。

次に、これも前回の続きですが、自衛隊が武器を使用して防護する対象を外国軍隊にまで拡大した自衛隊法改正案九十五条の二について質問いたします。

六月十日の質疑で、政府の答弁ではこの武器等防護について、重要影響事態の際に、日米の部隊同士でこれを防護するといった場合もありますし、必要な警護部隊、警護任務を持った自衛隊あるいはその部隊、艦船などが派遣されるといった例もあると思います、こういう御答弁でした。そして、政府の言う戦場現場でなければ輸送艦も空母も防護し得る、そして、空母の艦載機が爆弾、ミサイルを搭載して戦場現場に飛び立つていく場合も、空母が政府の言う戦場現場にいなければ、自衛隊がこの空母を防護することが可能だということ答弁でした。

アメリカの艦船を警護する部隊をつくらせて、そして自衛隊の艦船を派遣していく、これがどうして専守防衛なんですか。専守防衛にささかま変わりがないどころか、他国防衛そのものじゃありませんか。

○黒江政府参考人 現行の自衛隊法の九十五条により武器の使用といいますが、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を防護するために認められておるといふものでございます。

他方、改正後の自衛隊法九十五条の二は、こ

の考え方を参考にいたしまして新設するというものでございます。

すなわち、自衛隊と連携をしまして我が国の防衛に資する活動に現に従事している、こういう米軍等の部隊の武器等であれば我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当する、こういう評価ができるということで、これらを武力攻撃に至らない侵害から防護する、そういった極めて受動的かつ限定的な必要最小限の武器の使用を認めるという規定でございます。

ここで申し上げております極めて受動的かつ限定的という点をやや具体的に申し上げますと、現行の九十五条による武器の使用につきましては、武器等の退避によってもその防護が不可能である場合など、他に手段のない、やむを得ない場合でなければ武器を使用することはできない、また、防護の対象の武器等が破壊された場合であるとか、あるいは相手方が襲撃を中止し、または逃走した場合に武器の使用ができなくなる、さらには、正当防衛または緊急避難に当たる場合でなければ人に危害を与えてはならないということになってございます。

これらの厳格な要件が満たされなければ武器は使用できないわけでございまして、こうした要件は、新設する第九十五条の二による武器の使用につきましても同様に満たされる必要があるわけでございます。

したがいまして、第九十五条の二によります武器の使用は、現行の自衛隊法第九十五条による武器の使用と同様な、あくまでも極めて受動的かつ限定的なものとしまして、憲法九条が禁止をしております武力の行使には当たらないということでございます。

○宮本(徹)委員 全然聞いたことに答えていないんですよ。
専守防衛にいささかも変わりないと言われども、米艦船を防護するために部隊をつくって出かけていく、これのどこが専守防衛なのか。我が国の防衛に資するといったって、我が国事態じゃな

いわけでしょうが、専守防衛から飛び出ているのは明確ですよ。(発言する者あり)

○浜田委員長 静粛に。

○宮本(徹)委員 そして、私も武力の行使と武器の使用の問題を改めて調べました。国会でもこの問題は議論が重ねられてきました。

日本有事でない事態に海外で自衛官が武器を使うことが許されるのかと初めて問題になったのがPKO法案のときでした。このときの政府の見解は、PKOでは、もしものときの自己保存のときは自衛官が武器を使ってもいい、任務遂行だとか他国の部隊のためではなく、自己保存の自然的権利だと説明をされました。それはきょうお配りしているペーパーのページ目です。

そして次に、一九九九年の周辺事態法のとくに、このペーパーの裏のような政府見解が出されました。今度はアメリカ軍の支援を行う、そして、日本の領域外に出かけていって武器を使用するということになったので、武器の使用は自己保存のときに限られないという見解を出したわけであります。

そして、その際に、先ほどお話があったとおり、自衛隊法九十五条での武器使用は、あくまで現場にある防護対象を防護するための受動的な武器使用だ、自衛隊の武器等という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為だから、憲法で禁止された武力の行使に当たらない、こういう見解を出したわけですね。

経過はこういうことでよろしいですよ、大臣。

○中谷国務大臣 はい、そのとおりでございます。
なお、今回の九十五条の二の武器使用も、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を武力攻撃に至らない侵害から防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為だということで、認定をしたわけでございます。

○宮本(徹)委員 それで、この九九年の「自衛隊法九十五条に規定する武器の使用について」の見解というのは、今もこれは維持されているという理解でよろしいわけですね。

○黒江政府参考人 現在も同様に維持をされております。

○宮本(徹)委員 この見解は維持されているということでございます。

ですけれども、この九十五条の解釈と、今度の九十五条の二でやろうとしていることは全く違うわけですよ。今までは、受動的な武器使用だ、あくまで現場にある、手元にある自衛隊の自分の武器を守る受動的なものだというふうに言ってきたわけですが、今度、今度は、アメリカ軍の要請を受けて、そして専らアメリカ軍を警護する部隊をつくり領域外に出かけてアメリカ軍を防護する、これも入っているわけですよ。これのどこが受動的なんですか。極めて積極的、能動的な行動じゃないですか。

○黒江政府参考人 現在の九十五条につきましては、その運用に当たりましては、必要な自衛官、あるいはその自衛官により構成されます部隊に対しては警護の命令といったものを出して運用しておるわけでございます。

また、先ほど来のお尋ねでございますが、私も申し上げておりますのは、あくまでも我が国の防衛に資する活動を自衛隊とともにやっている、そういう部隊が防護対象になる。こういった部隊の装備しております武器等につきましては、自衛隊の武器、すなわち防衛力を構成する重要な物的手段というものに匹敵する、そういう考え方でこの条文をつくっておるということでございます。

したがいまして、現行の九十五条の考え方と、新設をいたします九十五条の二の規定の考え方というのは全く同じであるということでございます。

○宮本(徹)委員 そんな詭弁は誰も理解できないですよ。論理の飛躍があるわけです。何で、自衛隊の武器と、海外で、我が国防衛のために働い

ていない、防衛に資するという大変広い概念で動いている米軍の武器が同等なんですか。そんなものは誰も納得しないですよ。(発言する者あり)

○浜田委員長 静粛に願います。

○宮本(徹)委員 はっきり言って、政府はこれまで、受動的だから憲法違反にならないと言ってきたわけですよ。今回は、繰り返して言いますけれども、アメリカ軍の艦船を防護するための部隊をつくるわけですよ。そういう回答をしたわけですよ、前回。わざわざつくってそして出かけて、攻撃があったら反撃する。こんなもの、どこが受動的なんですか。積極的、能動的だと誰が考えたかと思えます。そう思わないですか、大臣。

○中谷国務大臣 米軍等の部隊の武器等であっても、まず、我が国の防衛に資する活動に用いられるのであれば我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価できると考えられるということで、これらを武力攻撃に至らない侵害から防護するために、現行の自衛隊法の九十五条による武器の使用と同様な、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の武器使用を認めるということでございます。

そして、もう一点。運用上、防衛大臣は、警護の要請を受けて、その都度、米軍等の部隊の活動の内容、目的、当該活動が行われる状況等を踏まえて警護の必要性について判断することとなっております。こういった点におきまして慎重に運用していくわけでございますが、この法律の趣旨、先ほど御説明をした範囲内で実施することでございます。

○宮本(徹)委員 全然、全く答弁になっていないですよ。これまでの政府見解は、受動的だと言っている。今度やる行動は、誰が見ても能動的、積極的に出かけて武器を防護するというものになっていくわけですよ。これまでの政府見解に反しております。この問題での明確な政府の統一見解を求めたいと思います、委員長。

○浜田委員長 理事会で協議します。
○宮本(徹)委員 続いて聞きますが、自衛隊が米

軍の警護任務にいたり、自衛隊と米軍が部隊同士で防護をするということになるわけですが、この際、武器の使用基準というのは自衛隊と米軍は同じなんでしょうか、それともばらばらになるんでしょうか。

○黒江政府参考人 自衛隊法の九十五条の二に基づきまして自衛隊が米軍を防護するといった場合の武器使用のあり方でございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、極めて限定的かつ受動的な要件に基づいて行われるというものでございます。

また、先ほど大臣から御答弁がありましたけれども、これにつきましては、それぞれの行動につきまして、米軍から要請を受けて、これについて一つ一つ大臣が判断をした上で行うものでございます。

したがって、当然のことながら、米軍との間では、自衛隊が行います武器使用の形態、要件といったものについては、事前にきちんと意思疎通を図った上で実施をするということでございます。

○宮本(徹)委員 一緒なのかどうかというのを聞いたわけですよ。意思疎通を図ってどうするかということを開いているわけですよ。

アメリカには標準交戦規則が御存じのとおりあります。SROEですね。これによれば、共同の場合は他国の軍隊とのROEの共通化を進めるといふように書いております。こういう道に踏み出していったら、ROEの共通化をアメリカに求められるんじゃないんですか、大臣。

○中谷国務大臣 あくまでも我が国の判断によりまして武器使用基準を実施するというところでございます。

○宮本(徹)委員 いや、求められるかどうかというのを聞いたわけですが、日米ガイドラインはこう書いてあるわけですね。「平時から緊急事態までのあらゆる段階において自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を強化する」とあります。ばらばらでやるとは

書いていないわけですね。「政策面及び運用面の調整」の対象にはROEも入るんじゃないですか。

○黒江政府参考人 ただいま委員はガイドラインをお引きになりましたけれども、確かにそういう記述はございます。これは、同盟国であります米国との間で、平素から、政策調整を初めとして、意思疎通、共通化を図るというのは当然でございます。

他方、同じガイドラインの中には、それぞれの国が憲法を初めとするそれぞれの法律に従って行動するというのを認め合っておるわけでございます。これもガイドラインに明文で書いてあるわけでございます。

したがって、相手方の法規範に基づく行動についてお互いを尊重する、そういう前提のもとで我々の同盟関係というのは成り立っておりますということでございます。

○宮本(徹)委員 アメリカ軍の二〇〇五年版の標準交戦規則は、平時のセルフディフェンスを三つに分けて説明しております。固有の自衛の権利と国家自衛と集団自衛、三つあります。米国以外の部隊を防護するのは集団自衛に分けられております。英語ではコレクティブセルフディフェンスと書かれておりまして、大統領または国防長官だけが許可できるとされております。ですから、自衛隊がやろうとしていることというのは、この米軍の標準交戦規則でいえば集団自衛に当たり、固有の自衛の権利には入っていないことは指摘しておきたいと思っております。

そして、米軍の標準交戦規則では、敵対的行動のみならず、敵対的意図に対してもセルフディフェンスはなし得るんだということを書いてあります。つまり、先制攻撃ができるということが書いてあるわけですよ。

だから、米軍を防護するという道に踏み出すということは、こういうことの共通化まで求められていくという危険な道です、あるいは、一緒に行動しているときは、米軍はためらわずに先制攻撃をする、そこに巻き込まれる危険もある道だということをご指摘しておきたいと思っております。

そこで聞きますが、自衛隊は二〇〇〇年に部隊行動基準を作成する訓令を出しまして、事実上の交戦規定が初めてつくられました。それで伺いたいんですが、日米新ガイドライン並びに仮にこの法改正が行われた場合、これに基づいて部隊行動基準は改定するんでしょうか、どうでしょうか、お答えください。

○黒江政府参考人 お尋ねの部隊行動基準につきましては、これはまさに自衛隊の手のうちでございますので、個々具体的にその内容について、どのようなものを定めるのか等々につきましてお答えすることはできないということを御理解いただきたいと思います。

○宮本(徹)委員 いや、改定するかどうか。全部明らかにしろなんて言っていないですよ。今回のガイドラインと法改正がもし行われた場合に、部隊行動基準を改定するのかわかっているのを伺っているんですよ。大臣、どうですか。

○黒江政府参考人 個別具体的なものに對しまして我々がどのような基準を設けるのかといったことも含めまして、これは我々の手のうちでございますので、これをお答えすることはできないということをぜひ御理解いただきたいと思っております。

○宮本(徹)委員 いや、できないとかなんと言っていますけれども、日経新聞なんかの報道でも、ROEは今後改定することが報道されているじゃないですか。何でそのことも答えられないんですか、大臣。ROEを改定するんじゃないんですか。

○中谷国務大臣 報道につきましてはいろいろな報道があるかもしれませんが、我が防衛省といたしましては、ROEについてお答えをするということにつきましては、これは控えておくべきことだということに思っております。

○宮本(徹)委員 二〇一三年に安倍首相自身が、ROE改定は検討するということを国会で答弁されていますよ。何でそんなことも隠すのか。

新ガイドラインで、緊密な日米が協議、運用面での的確な調整をやっていくということも言っていて、結局、アメリカの軍事作戦に自衛隊運用のルールまで合わせられていく。もし仮に今回、この部隊行動基準を改正していくということになったら、交戦権を否認している日本が海外に出かけて米軍防護をするための交戦規則を持つことになる。憲法を踏みこじる重大な事態になるわけですよ。だから私は聞いているわけですよ。

委員長、自衛隊の現行の部隊行動基準の考え方、そして今後の部隊行動基準の考え方、これについて本委員会に資料提出を求めたいと思います。アメリカだつて考え方の基本は出していますよ、全部は出していないですけども。ROEを出しているわけですから、考え方は。これはぜひ出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○浜田委員長 理事会で協議します。宮本徹君、時間が来ておりますので、よろしく願います。

○宮本(徹)委員 最後に砂川判決の問題もきょうはどうしてもやりたかったわけですけども、時間がございませぬ。この憲法違反の法案の撤回と、国会延期など断じて許されたいということを重ねて申し上げまして、質問を終わります。

○浜田委員長 次回は、来る二十二日曜日午前八時四十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十三分散会

平成二十七年七月六日印刷

平成二十七年七月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局